

I 働く女性の状況

1 概況

平成12年の女性労働力人口は2,753万人、前年に比べ2万人の減(0.1%減)となり、2年連続の減少となった。また、男性は4,014万人で前年に比べ10万人の減(0.2%減)であった。この結果、労働力人口総数に占める女性の割合は40.7%で、前年より0.1%ポイント上昇した。

女性の労働力人口は減少する一方、女性の15歳以上人口は前年に比べ0.6%増加したため、女性の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)は、49.3%と前年より0.3%ポイント低下し、前年に引き続き労働力率が50%を割った。

女性の雇用者数は2,140万人で前年に比べ24万人増加(1.1%増)し、3年ぶりの増加となったが、男性は前年に比べ1万人増(0.03%増)であったため、雇用者総数に占める女性の割合は、前年より0.3%ポイント増加し、初めて40.0%となった。

女性雇用者中の正規の職員・従業員の比率は53.6%(前年54.8%)となり、1.2%ポイント低下した。

産業別には、卸売・小売業、飲食店及びサービス業で女性雇用者の増加が、製造業、建設業、金融・保険業で減少がみられた。

職業別には、専門的・技術的職業従事者、労務作業で女性雇用者の増加が、技能工、製造・建設作業、販売従事者、管理的職業従事者でわずかに減少がみられた。

女性の完全失業者数、完全失業率はいずれも過去最高であった前年並み(123万人、4.5%)であった。

平成11年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、23万700円(前年比1.7%増)となった。

平成11年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は135.9時間、うち所定内労働時間は131.2時間であった。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

イ 女性の労働力人口は2年連続の減少

総務省統計局「労働力調査」によると、平成12年の女性の労働力人口(就業者+完全失業者)は2,753万人で、前年に比べ2万人、0.1%の減となり、前年(0.4%減)に引き続き2年連続の減少となった。労働力人口のうち、就業者が3万人減、完全失業者は横ばい(123万人)であった。

なお、男性の労働力人口は4,014万人で、前年より10万人(0.2%)減と、平成10年より3年連続の減少が続いているので、労働力人口総数に占める女性の割合は、40.7%となり前年より0.1%ポイント増加した(付表1)。

ロ 女性の労働力率は平成9年以降引き続き低下

平成12年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、前年に比べ0.3%ポイント低下して49.3%となり、平成9年をピーク(50.4%)として前年に引き続き労働力率が低下している。

なお、男性の労働力率も前年より0.5%ポイント低下し、76.4%となった。

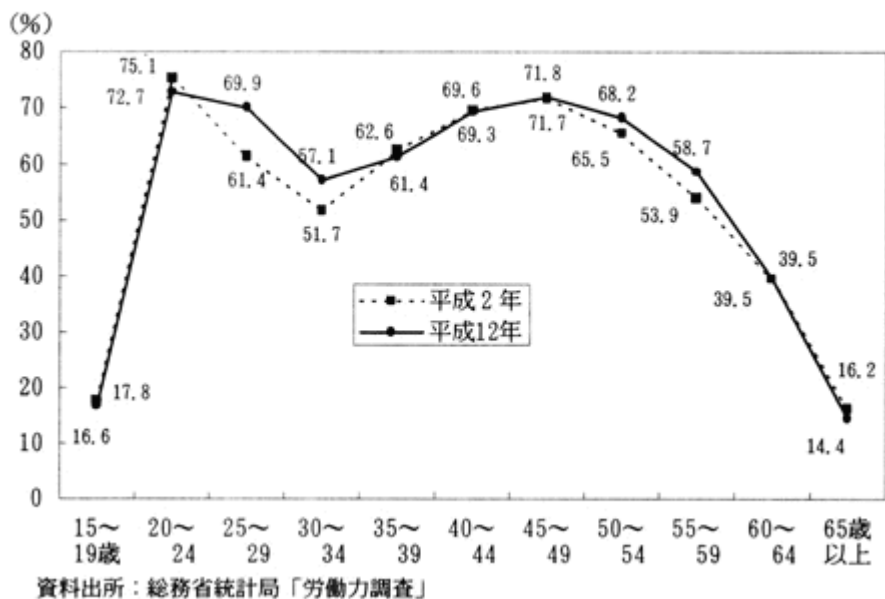
ハ ボトムが上昇した女性のM字型カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20~24歳層(72.7%)と45~49歳層(71.8%)を左右のピークとし、30~34歳層(57.1%)をボトムとするM字型カーブを描いている。

これを10年前(平成2年)と比べると、25~29歳層では8.5%ポイントと大幅に上昇するとともに、M字型のボトムである30~34歳層でも5.4%ポイント上昇し、M字型のボトムが浅くなっている。また、50~54歳層で2.7%ポイント、55~59歳層で4.8%ポイント上昇と、50歳層でも上昇している(第1-1図、付表2)。

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率



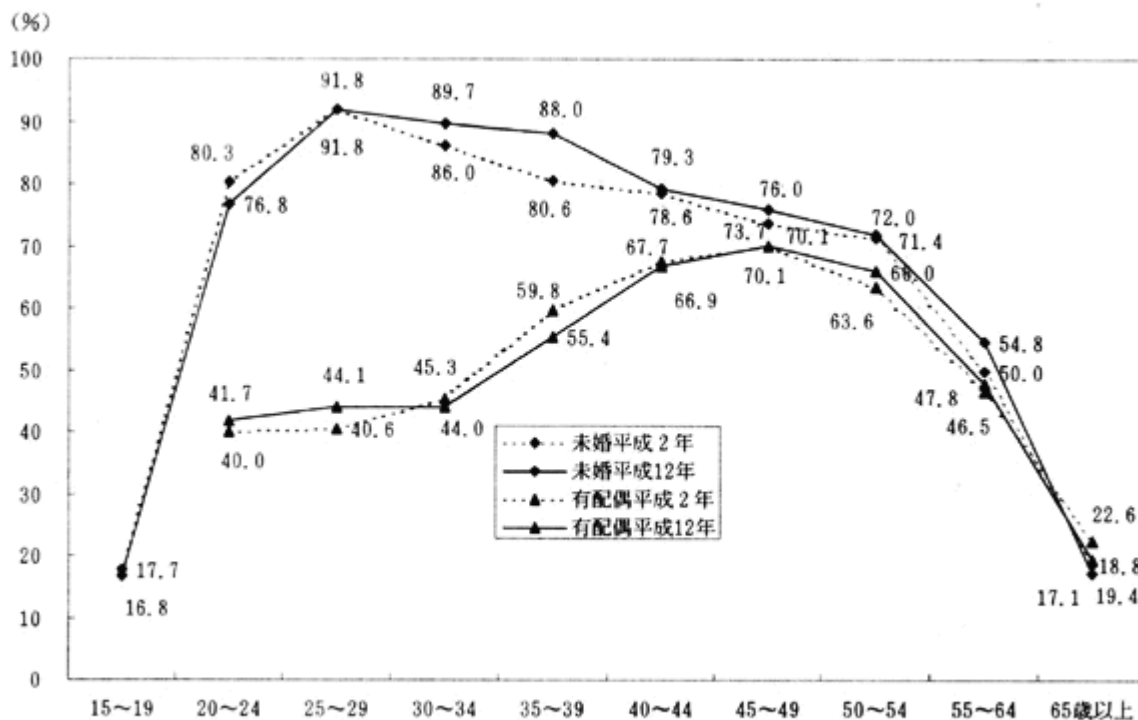
二 有配偶者の労働力率は低下傾向が続く

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では62.2%、有配偶では49.7%、死別・離別では31.0%となっている。未婚では昭和63年(53.3%)以降一貫して上昇していたが、平成12年は横ばいとなった。有配偶では、平成3年(53.2%)を境に低下傾向を示しており、前年に引き続き低下(前年差0.3%ポイント)した(付表3)。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前(平成2年)と比較すると、30～34歳層、35～39歳層で労働力率が上昇しており、この層が未婚の女性労働力率を押し上げている。一方、有配偶では、30～34歳、35～39歳層で労働力率が低下し、25～29歳層、50～54歳層で労働力率が上昇している(第1-2図)。

第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)

第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移（女性）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

ホ 増加が続く非労働力人口

女性の非労働力人口は2,824万人となり、前年と比べ34万人増加(前年比1.2%増)した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,739万人(非労働力人口に占める割合61.6%)、通学は381万人(同13.5%)、その他は705万人(同25.0%)となっている。

前年に比べ、家事専業者は38万人増加(前年比2.2%増)、通学者は6万人減少(同1.6%減)、その他は4万人増加(同0.6%増)であった。非労働力人口は平成4年から増加傾向にある(付表4)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(2) 就業者と完全失業者

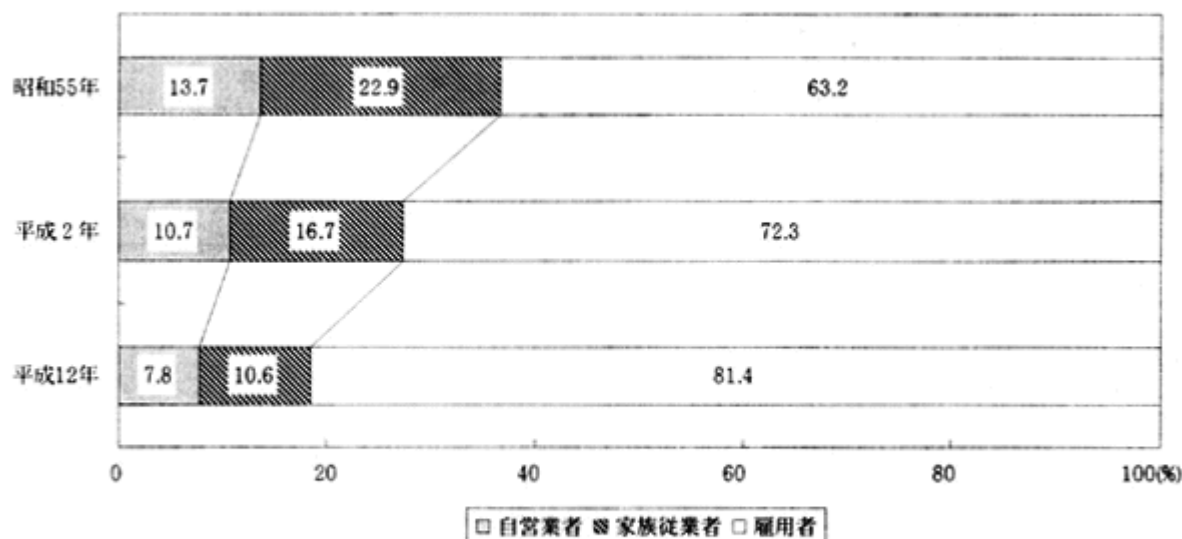
イ 女性の就業者数は減少

総務省統計局「労働力調査」によると、平成12年の女性の就業者数は2,629万人で前年より3万人減少(前年比0.1%減)した。男性の就業者数も3,817万人で前年より14万人減少(同0.4%減)し、前年に引き続き男女とも減少した。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,140万人(女性の就業者総数に占める割合は81.4%)、家族従業者が278万人(同10.6%)、自営業者が204万人(同7.8%)であった。平成10年以降は2年連続で減少した雇用者は、平成12年には増加に転じ、前年に比べ24万人(前年比1.1%増)増加し、自営業者は前年に引き続き減少(13万人減、前年比6.0%減)、家族従業者も減少傾向となっている。この結果、就業者に占める雇用者数の割合は引き続き上昇している(付表5、6、第1-3図)。

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合



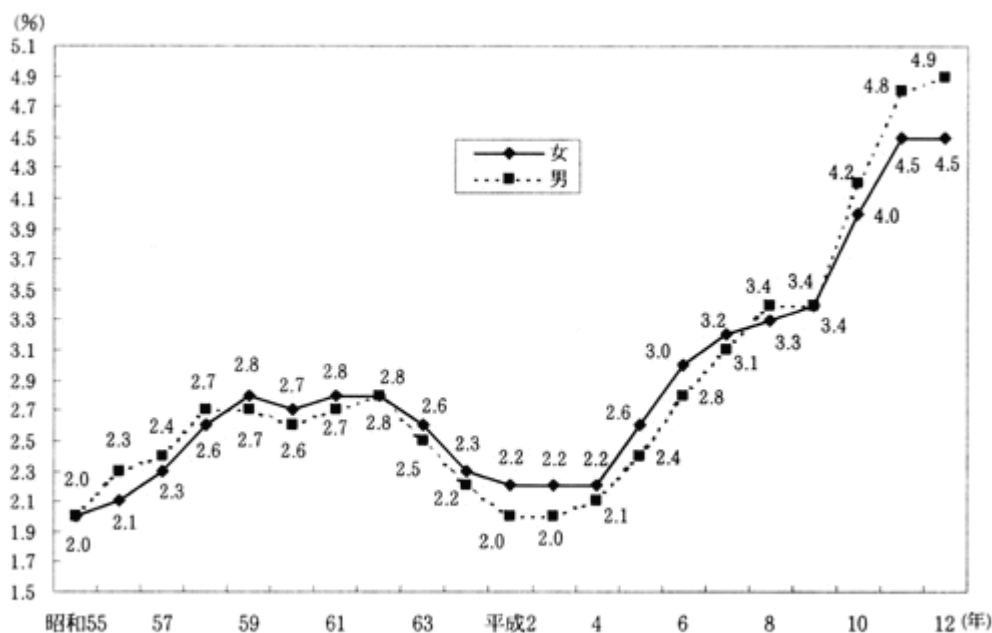
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

ロ 完全失業者数、完全失業率ともに過去最高水準

平成12年の女性完全失業者は前年と同様の123万人となり男性(196万人、前年差2万人増)とともに過去最多となった。平成12年の女性の完全失業率は、前年と同じ4.5%となり(男性：前年より0.1%ポイント上昇し、4.9%)、男女とも平成11年に引き続き過去最高となった(付表8、第1-4図)。

第1-4図 完全失業率の推移

第1-4図 完全失業率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

なお、年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、60～64歳層で男性が女性を5.9%ポイント上回り最も男女間格差が大きくなっているが、30～34歳層では1.8%ポイント、35～39歳層では1.1%ポイント女性が男性を上回っている(第1-1表、第1-5図)。

第1-1表 年齢階級別完全失業率

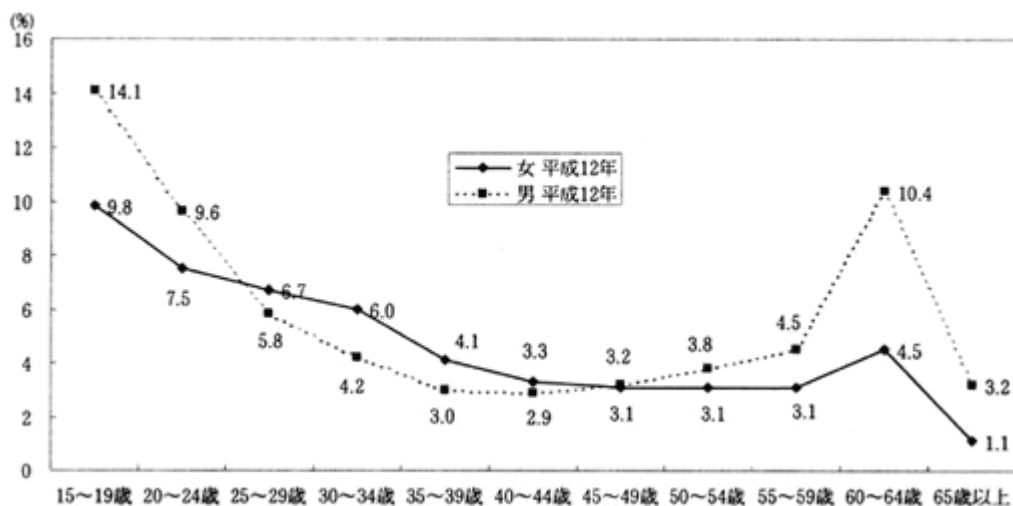
第1-1表 年齢階級別完全失業率

		年齢階級別完全失業率 (%)											
		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
女	平成11年	4.5	9.5	7.9	7.1	5.8	4.2	3.3	2.9	3.0	3.0	3.8	0.5
	平成12年	4.5	9.8	7.5	6.7	6.0	4.1	3.3	3.1	3.1	3.1	4.5	1.1
	前年差	0.0	0.3	-0.4	-0.4	0.2	-0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.7	0.6
男	平成11年	4.8	15.1	9.3	5.6	3.8	3.1	3.1	3.0	3.4	4.4	10.2	2.9
	平成12年	4.9	14.1	9.6	5.8	4.2	3.0	2.9	3.2	3.8	4.5	10.4	3.2
	前年差	0.1	-1.0	0.3	0.2	0.4	-0.1	-0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.3
平成12年の男女間格差(女-男)		-0.4	-4.3	-2.1	0.9	1.8	1.1	0.4	-0.1	-0.7	-1.4	-5.9	-2.1
前年差(12年-11年)		-0.1	1.3	-0.7	-0.6	-0.2	0.0	0.2	0.0	-0.3	0.0	0.5	0.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

第1-5図 年齢階級別完全失業率

第1-5図 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

二 学卒未就職者が増加

女性の完全失業者を求職理由別にみると、「自発的な離職による者」(自分又は家族の都合)が52万人(女性の完全失業者数に占める割合42.3%)、「非自発的な離職による者」(人員整理・事業所不振・定年等)が29万人(同23.6%)、「学卒未就職者」が7万人(同5.7%)、「その他の者」(収入を得たい、時間に余裕ができた等の理由で新たに仕事を探し始めた者)が31万人(同25.2%)となっているが、前年と比べると、「自発的な離職による者」は横ばい、「非自発的な離職による者」は減少したが、「学卒未就職者」と「その他の者」はそれぞれ1万人増加した(付表9)。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

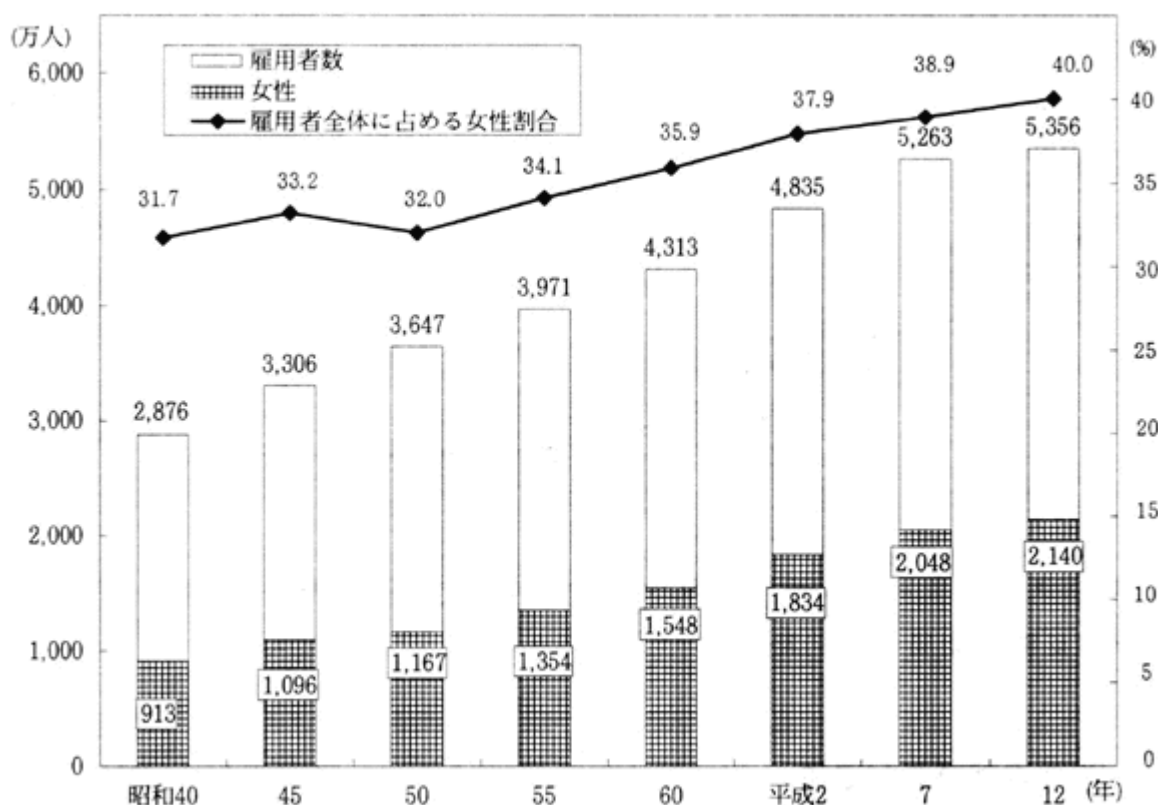
(3) 雇用者

イ 女性雇用者数は3年ぶりに増加-雇用者総数に占める女性の割合は4割

総務省統計局「労働力調査」によると、平成12年の女性雇用者数は2,140万人となり、前年に比べ24万人増加(前年比1.1%増)し、3年ぶりの増加となった。男性の雇用者数は3,216万人で前年より1万人の増加(前年比0.03%増)であったので、雇用者総数に占める女性の割合は前年に比べ0.3%ポイント上昇し、初めて40.0%になった(第1-6図)。

第1-6図 雇用者数の推移(全産業)

第1-6図 雇用者数の推移(全産業)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

ロ 上昇の続く25～29歳層、30～34歳層の構成比

平成12年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で303万人(女性雇用者総数に占める割合14.2%)で、次いで20～24歳層の276万人(同12.9%)となっている(付表10)。

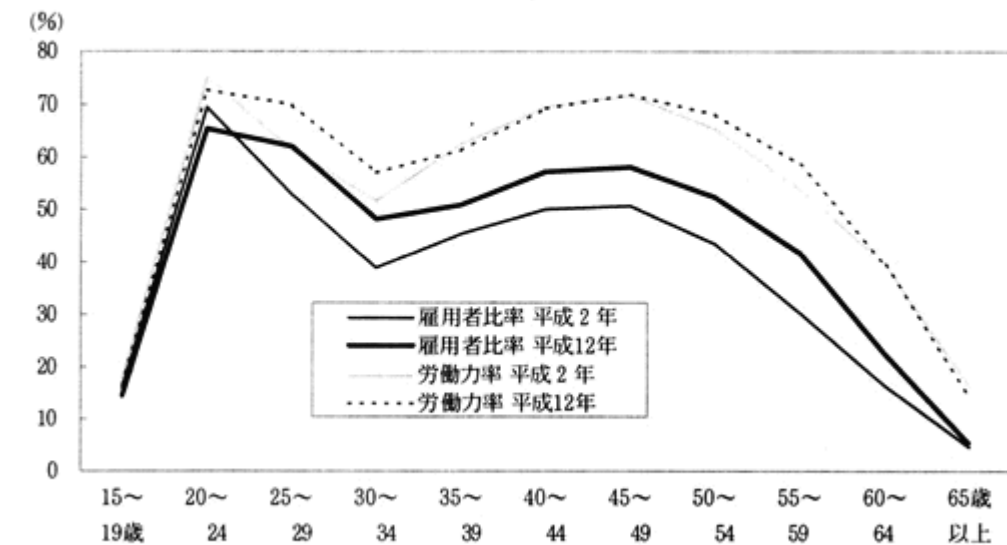
25～29歳層の割合は、昭和60年(10.8%)以降一貫して上昇しているが、20～24歳層は逆に一貫して低下傾向にある。

また、30～34歳層も平成12年の割合は9.8%であるが、平成4年(8.2%)より一貫して上昇傾向にある。

なお、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描く。若年層ほど労働力率のカーブに近づく傾向にあり、雇用者の割合も高くなっている(第1-7図)。

第1-7図 女性の年齢階級別雇用者割合

第1-7図 女性の年齢階級別雇用者割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

10年前と比較すると、24歳以下の若年層での低下を除いて概ねどの年齢階級においても雇用者の割合はほぼ同程度の上昇をしているが、労働力率との乖離はM字の右山でやや高くなっている。

ハ雇用者数はサービス業が最も多い

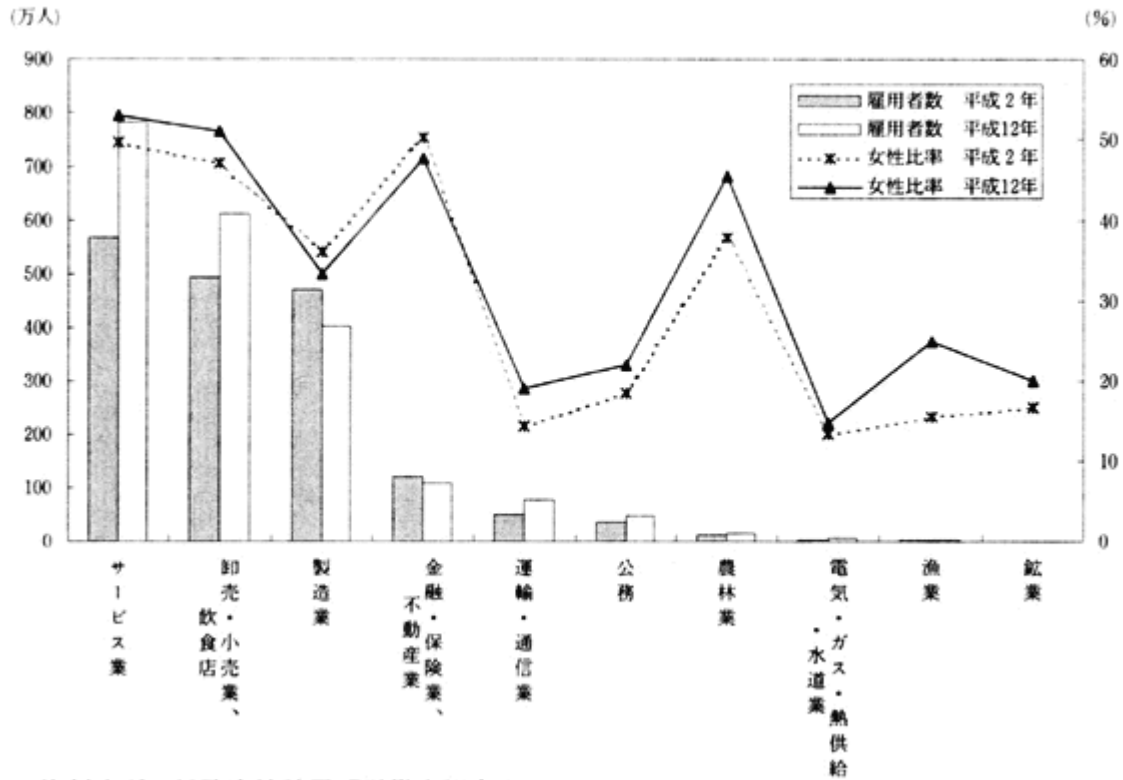
平成12年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が783万人(女性雇用者総数に占める割合36.6%)と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が611万人(同28.6%)、製造業が402万人(同18.8%)となっており、これら3業種で女性雇用者の83.9%を占めている。

前年と比較すると、サービス業が26万人増加(前年比3.4%増)しており、次いで卸売・小売業、飲食店が5万人の増加(同0.8%増)となっている。製造業は前年より5万人減少(同1.2%減)し、8年連続の減少となったほか、建設業で4万人減少(同4.7%減)、金融・保険業で3万人減少(同2.7%減)となった。

産業別に女性比率(雇用者総数に占める女性の割合)をみると、サービス業で53.0%、卸売・小売業、飲食店で51.0%、金融・保険業、不動産業で47.6%となっている。10年前と比較すると、製造業で2.7%ポイント、金融・保険業、不動産業で2.6%ポイント低下し、運輸・通信業で4.7%ポイント、卸売・小売業、飲食店で3.9%ポイント、公務で3.5%ポイント、サービス業で3.4%ポイントの上昇をしている(第1-8図、付表11、12)。

第1-8図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率

第1-8図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

二 専門的・技術的職業従事者で大幅増加

平成12年の女性雇用者数を職業別にみると、事務従事者が730万人(女性雇用者総数に占める割合34.1%)と最も多く、次いで、専門的・技術的職業従事者が342万人(同16.0%)、技能工、製造・建設作業者が334万人(同15.6%)、保安・サービス職業従事者が291万人(同13.6%)、販売従事者が256万人(同12.0%)となっている。前年に比べ、技能工、製造・建設作業者(前年差3万人減)、販売従事者(同1万人減)、管理的職業従事者(同1万人減)でわずかに減少したが、専門的・技術的職業従事者で10万人の増加(前年比3.0%増)、労務作業で7万人増加(同5.3%増)など、その他の職業では増加している。前年に減少した事務従事者は6万人増(同0.8%増)となり、増加に転じた(付表13)。

ホ 30～99人規模、500人以上規模で女性雇用者数が増加

平成12年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が744万人(非農林業女性雇用者に占める割合35.0%)、30～99人規模が365万人(同17.2%)、100～499人規模が361万人(同17.0%)、500人以上規模が431万人(同20.3%)となっている。前年と比較すると、30～99人規模及び500人以上規模でそれぞれ10万人の増加(前年比2.8%増、2.4%増)となった(付表15)。

なお、企業規模100人未満の企業で雇用される女性雇用者の合計の割合で見ると、52.2%と過半数を占めているが、平成9年以降わずかつつ低下している。

ヘ 常雇は3年ぶりに増加、臨時雇は大幅増

雇用形態別にみると、常雇(常用雇用)が1,680万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合79.1%)、臨時雇が379万人(同17.8%)、日雇が65万人(同3.1%)となっている。2年連続で減少した常雇は、3年ぶりに5万人の増加(前年比0.3%増)となった。また、臨時雇は21万人(前年比5.9%)と引き続き大幅な増加幅(平成11年、15万人増)となっている(付表16)。

総務省統計局「労働力調査特別調査」から、雇用者中の正規の職員・従業員の割合をみると、男女とも低下傾向にあるが、とりわけ女性での低下が著しく、平成12年では女性は53.6%と、前年に比べ1.2%低下(男性は88.3%、前年差0.6%減)している(付表65)。

ト 有配偶者比率は変化なし

平成12年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,210万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合56.9%)、未婚者は703万人(同33.1%)、死別・離別者は211万人(同9.9%)であった。有配偶者の割合は、昭和60年(59.2%)以降低下傾向がみられたが、平成10年より横ばいとなっている(付表17)。

チ 高学歴化が進む女性労働者

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により平成11年6月における女性労働者(パートタイム労働者を除く)の学歴別構成比をみると、女性の短大、大学への進学率の高まりを反映して中卒が9.2%、高卒が52.3%、高専・短大卒が27.5%、大卒が11.0%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高まり、中卒、高卒の割合が低くなっている(付表21)。

学歴別に産業別の構成比をみると、中卒及び高卒では、製造業に従事する者の割合がそれぞれ52.4%、33.7%と最も高く、高専・短大卒及び大卒ではサービス業の割合がそれぞれ53.4%、44.9%と最も高くなっている。また、学歴別に企業規模別の構成比をみると、学歴が高くなるにつれ規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっている(付表22)。

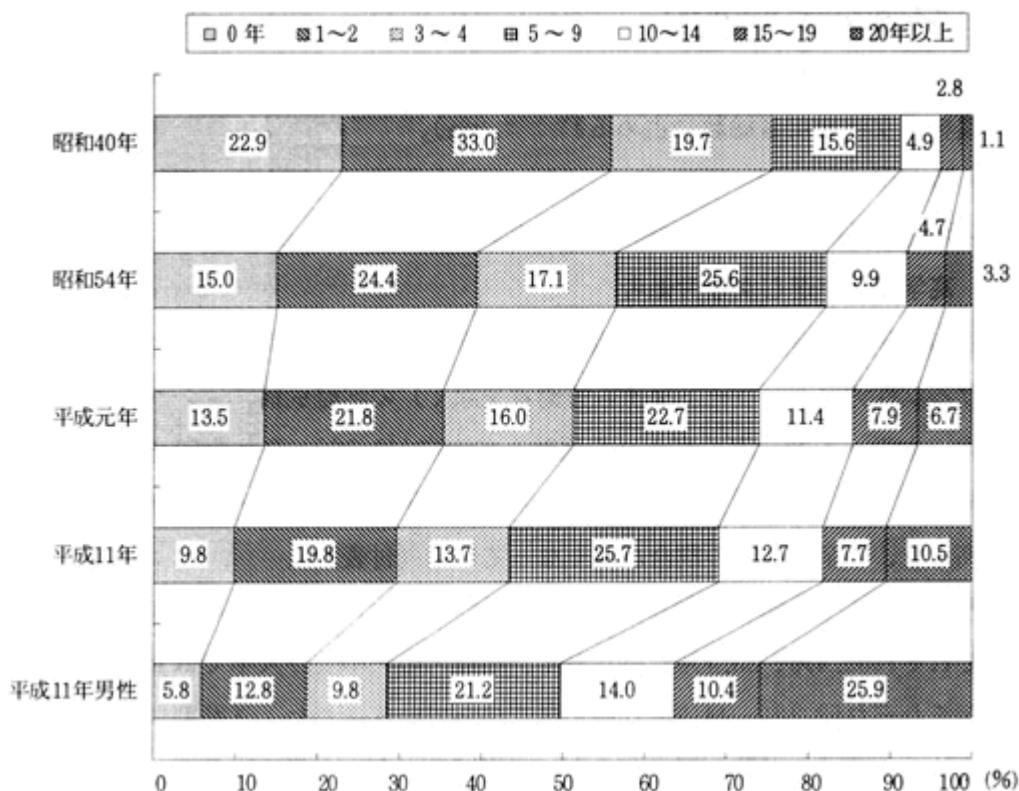
リ 平均勤続年数は2年ぶりに伸長

「賃金構造基本統計調査」によると、男女とも平均勤続年数は伸長傾向にあり、平成11年の女性労働者の平均勤続年数は8.5年(男性13.2年)で、前年に比べ0.3年長くなった(付表23)。

女性労働者を勤続年数階級別にみると、勤続10年以上の者の割合は30.9%(前年差1.6%ポイント上昇)であり、20年以上の長期勤続者だけでも10.5%(前年差0.5%ポイント上昇)である。10年前と比較すると、勤続10年以上の者の割合は平成元年の25.9%から着実に上昇(5.0%ポイント)している(第1-9図、付表25)。

第1-9図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

第1-9図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

なお、平成11年の女性労働者の平均年齢は37.6歳(男性40.6歳)で前年より0.4歳(同0.2歳)上昇した。10年前と比較すると、1.9歳(同1.3歳)高くなっている(付表23)。

Ⅰ 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(4) 労働市場の状況

イ 初めて、パートタイム労働者への入職者数が一般労働者への入職者数を上回る

厚生労働省「雇用動向調査」によると、平成11年の女性の入職者数(一般及びパートタイム労働者計)は286万9,900人(前年差18万3,500人増)、離職者数は309万900人(同16万2,600人増)であった。

これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数141万6,800人(前年比5.9%減)、離職者数174万200人(同1.1%減)と、前年に比べ入職者数、離職者数とも減少したが、他方、パートタイム労働者では、入職者数145万3,200人(前年比23.1%増)、離職者数135万700人(同15.6%増)と、前年に比べ入職者数、離職者数とも大幅な増加となった(付表27)。

なお、パートタイム労働者への入職者数が一般労働者への入職者数を上回ったのは、初めてのことである。

ロ 転職入職者の割合が上昇

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者では、一般未就業者(新規学卒者以外で入職前1年間に就業経験のない者)からの入職者の割合は16.7%(10年17.4%)、新規学卒者からの入職者の割合は26.5%(同26.5%)、転職入職者は56.8%(同56.0%)となっており、一般労働者への未就業者からの入職者割合が低下し、転職入職者からの入職者割合が上昇した(付表29)。

ハ 新規学卒者の就職-初めて大学卒の割合が最大となる-

文部科学省「学校基本調査」(平成12年度)により女性の新規学卒就職者数を学歴別にみると、女性の大学進学率の上昇に伴い大学卒の割合が年々上昇し、平成12年3月には大学卒が11万7,055人(女性の新規学卒就職者総数に占める割合36.1%)と、初めて大学卒の割合が高校卒の割合を上回って最大となった。次いで、高校卒11万180人(同34.0%)、短大卒9万3,150人(同28.7%)、中学卒3,815人(同1.2%)と続くが、短大卒の割合は7年度をピークとして年々低下している(付表31-1、31-2)。

ニ 高校卒業者の製造業への就職者の割合が引き続き低下

平成12年3月の女性の中学校卒業生数は、71万6,567人(前年差1万8,477人減)で、うち就職者数(就職進学者を含む)は3,815人(同474人減)であり、就職率(卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率)は0.5%(11年0.6%)であった。

また、女性の高等学校卒業生は、66万7,357人(前年差1万7,764人減)で、うち就職者は11万180人(同1万3,635人減)、就職率は16.5%(11年18.1%)であり、高卒者の進学率の上昇に伴い就職率は低下している。就職者を産業別にみると、サービス業は36.1%(11年34.0%)、製造業は27.1%(同27.9%)、卸売・小売業、飲食店は24.2%(同25.4%)とこの3産業で全体の87.4%を占めている。製造業の割合は前年に引き続き低下し、一方、サービス業の割合は2年連続で上昇した(付表31-3、32-1)。

ホ 短期大学卒業者の金融・保険業への就職者の割合は大きく低下

平成12年3月の女性の短期大学卒業生数は、16万2,149人(前年差1万4,280人減)で、うち就職者数は9

万3,150人(同1万3,606人減)であった。就職率は57.4%(11年60.5%)となり、前年に比べ3.1%ポイント低下した。

就職者の割合を産業別にみると、サービス業が52.6%(11年47.1%)と最も多く、卸売・小売業,飲食店17.6%(同18.2%)、金融・保険業10.6%(同14.0%)、製造業10.6%(11.8%)の順になっている。サービス業の割合は前年に続き上昇し、金融・保険業の割合が大きく低下した(付表31-3、32-2)。

へ 大学卒業者の事務従事者への就職者の割合は6年連続で低下

平成12年3月の女性の大学卒業者数は、20万4,930人(前年差8,309人増)で、うち就職者は11万7,055人(同554人減)であった。

大学進学率の上昇に伴い卒業者数が増加している一方、新規学卒労働市場の悪化により就職者数は減少している。そのため就職率は57.1%と前年に比べ2.7%ポイント減と低下した。なお、男性の大学卒業者の就職率は55.0%(11年60.3%、前年差5.3%ポイント減)と大幅に低下し女性の就職率をやや下回ったが、卒業者数から進学者数を除いた就職率では引き続き男性が女性を上回っている(女性61.9%、男性64.2%)(付表31-3)。

就職者数の割合を産業別にみると、サービス業が41.5%(11年39.6%)と最も多く、卸売・小売業,飲食店が19.3%(同18.9%)、製造業12.7%(同14.1%)が次いでおり、これら3産業で73.5%を占めている。製造業の割合が引き続き低下し、サービス業の割合が上昇している(付表32-3)。

職業別にみると、事務従事者が44.2%(11年45.4%)と最も多く、専門的・技術的職業従事者が30.3%(同29.8%)でこれに続いている。事務従事者の割合は平成6年以降6年連続で低下している(付表34)。

I 働く女性の状況

3 景気停滞期の雇用動向

バブル崩壊以降今日まで景気は停滞基調が続いているが、この間については、さらに2つの景気後退期が内閣府の景気循環判断から示されている。

その1つは、景気の第11循環の山(平成3年2月)から谷(平成5年10月)の32か月であり、他は第12循環の拡張期後の暫定的な山(平成9年3月)から暫定的な谷(平成11年4月)の25か月である。国内総生産(実質)の対前年比は、第11循環の山から谷の時期では2.5%~0.4%であるのに対して、第12循環の山から谷では0.2%~1.4%であり、この間にはマイナス成長(平成10年の対前年比-0.6%)も含まれ、経済状況としては第12循環の山から谷の方が深刻であったと考えられる。

こうした状況を踏まえ、以下では、平成3年から平成5年を「第1期」とし、また平成13年3月現在でも引き続き停滞状況であることから、平成9年から直近の平成12年を「第2期」として、男女の雇用のあり方にはどのような変化があったのかについてみていくこととする。

I 働く女性の状況

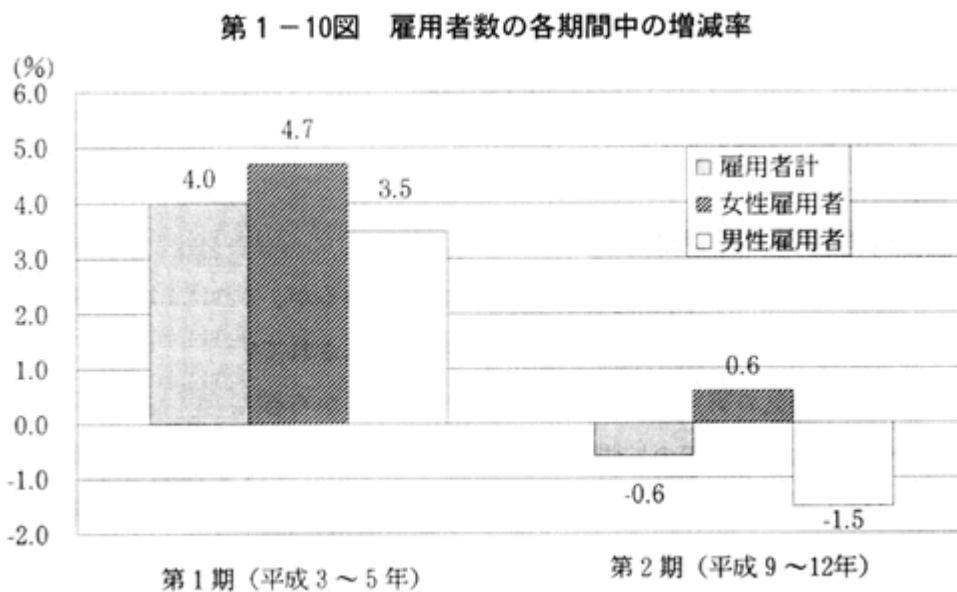
3 景気停滞期の雇用動向

(1) 正規労働者、非正規労働者等の男女別の動向

イ 雇用量は第1期は増加、第2期は減少し、両期で明暗

バブル崩壊以降の2つの期間について、雇用量の変化を総務省統計局「労働力調査」からみると、第1期の3年間では雇用者総数(男女計)は4.0%の増加となっているが、第2期の4年間では雇用者総数は0.6%の減少となっており、2つの期間での雇用量は逆の方向に変化したことが、まず確認される(第1-10図)。

第1-10図 雇用者数の各期間中の増減率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

この動きを男女別にみると、女性雇用者は、第1期中に4.7%増、第2期中に0.6%増と、増加率は第2期には低下しているものの両期間ともに増加が続いているが、男性雇用者は、第1期中では増加(3.5%)し、第2期中では減少(-1.5%)している。

つまり、第1期中では男女雇用者がともに増加しているが、第2期中では女性雇用者は増加幅は縮小しつつも引き続き増加しているが、男性雇用者は減少した。

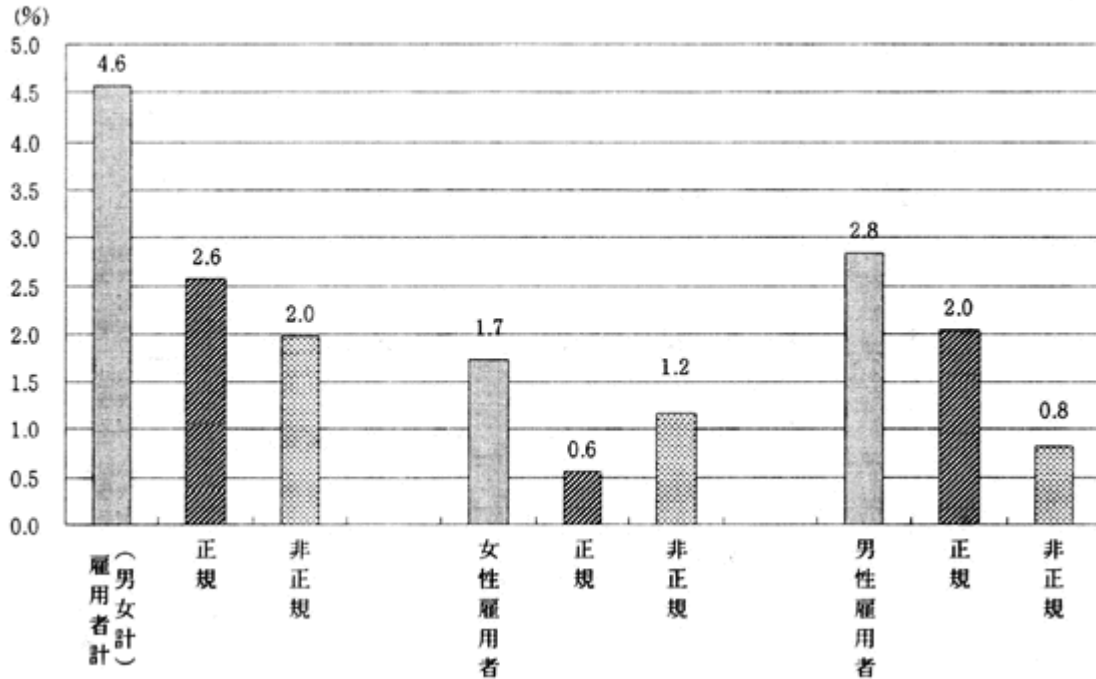
ロ 第2期での「非正規化」は、特に女性雇用者で顕著

総務省統計局「労働力調査特別調査」から、雇用者について雇用形態別に「正規の職員・従業員」(以下、「正規」という)と「パート」、「アルバイト」、「嘱託、その他」の雇用者(以下、「非正規」という)に分けて、「正規」、「非正規」別の各雇用者群が全体の増減率にどの程度の寄与をしたのか(寄与度)についてみてみよう。

雇用者全体では、第1期中の増加に対しては「正規」、「非正規」とともに増加に寄与していたが、第2期中の減少に対しては「正規」は減少に、「非正規」は増加に寄与するという相反する動きがみられる(第1-11図、第1-12図)。

第1-11図 第1期中の雇用者計に対する男女、雇用形態別寄与度

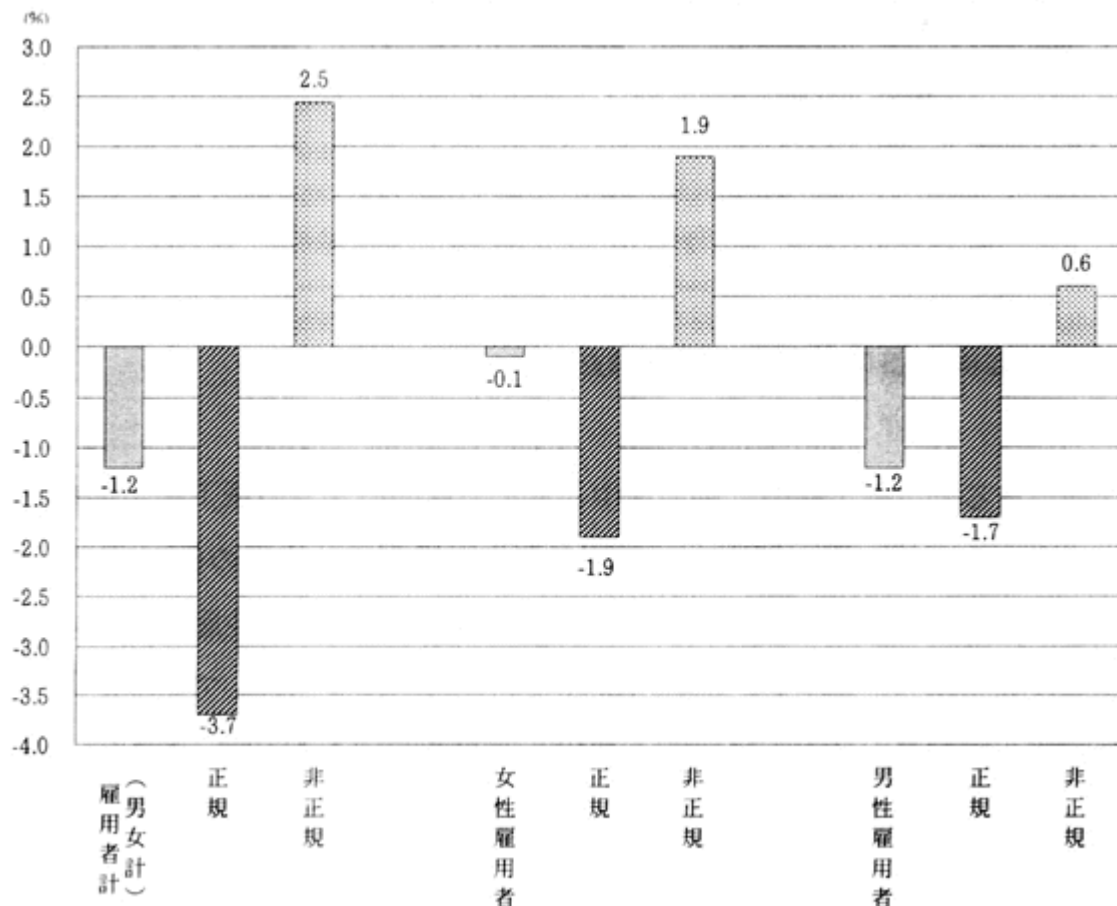
第1-11図 第1期中の雇用者計に対する男女、雇用形態別寄与度



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

第1-12図 第2期中の雇用者計に対する男女、雇用形態別寄与度

第1-12図 第2期中の雇用者計に対する男女、雇用形態別寄与度



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

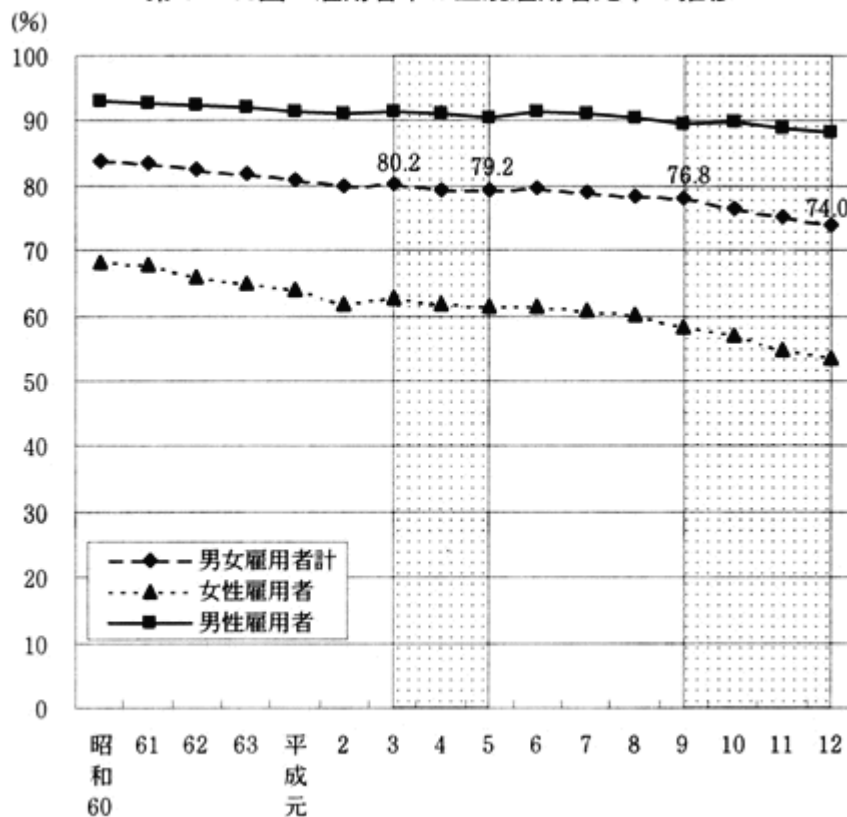
男女別にみると、第1期中では、「正規」の増加(寄与度2.6%)については男性の寄与度(2.0%)の方が女性(0.6%)よりかなり大きいものに対して、「非正規」の増加(同2.0%)については女性の寄与度(1.2%)の方が男性(0.8%)より若干大きい。

一方、第2期の「正規」の減少(寄与度-3.7%)については、女性、男性ともその寄与は同程度である(それぞれ-1.9%、-1.7%)のに対して、「非正規」の増加(同2.5%)については女性の寄与度(1.9%)の方が男性(0.6%)よりかなり大きい。

雇用者中の「正規」比率は、第1期中に1.0%ポイント(80.2%から79.2%へ)低下したが、第2期中には2.8%ポイント(76.8%から74.0%へ)と大きく低下している(第1-13図)。

第1-13図 雇用者中の正規雇用者比率の推移

第1-13図 雇用者中の正規雇用者比率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

男女別にみると、第1期中、第2期中ともに女性雇用者での低下幅が男性雇用者に比べて大きく、特に第2期中の女性雇用者の正規雇用者比率の低下幅(-4.6%ポイント)が大きい(第1-2表)。この結果、平成12年の女性雇用者中の正規雇用者比率は53.6%へと低下し、男性(88.3%)との格差も拡大している。

第1-2表 第1期、第2期中の正規雇用者比率の変化

第1-2表 第1期、第2期中の正規雇用者比率の変化

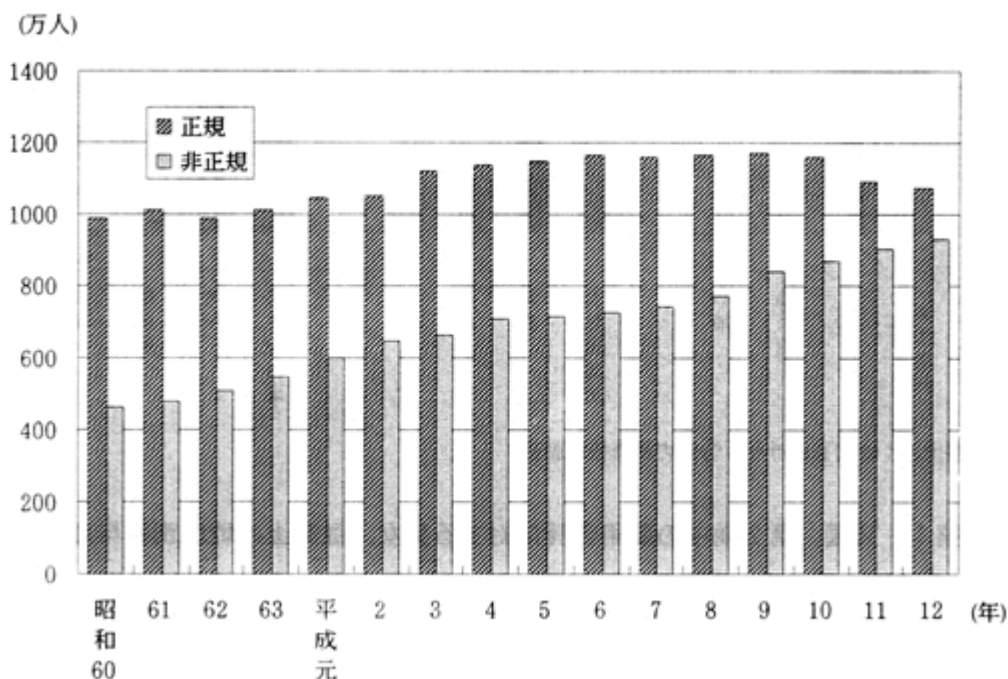
	第1期		第2期		変化幅(ポイント差)	
	平成3	平成5	平成9	平成12	第1期	第2期
女性雇用者	62.8%	61.5%	58.2%	53.6%	-1.3%	-4.6%
男性雇用者	91.5%	90.6%	89.5%	88.3%	-0.9%	-1.2%

資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

すなわち、男女雇用者ともに「非正規化」が進んでいることがうかがえるが、その傾向は特に女性で著しく、第1期中に比べると第2期中では正規雇用者数の減少も大きい(第1-14図、付表65)。

第1-14図 女性雇用者中の正規、非正規雇用者数の推移

第1-14図 女性雇用者中の正規、非正規雇用者数の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

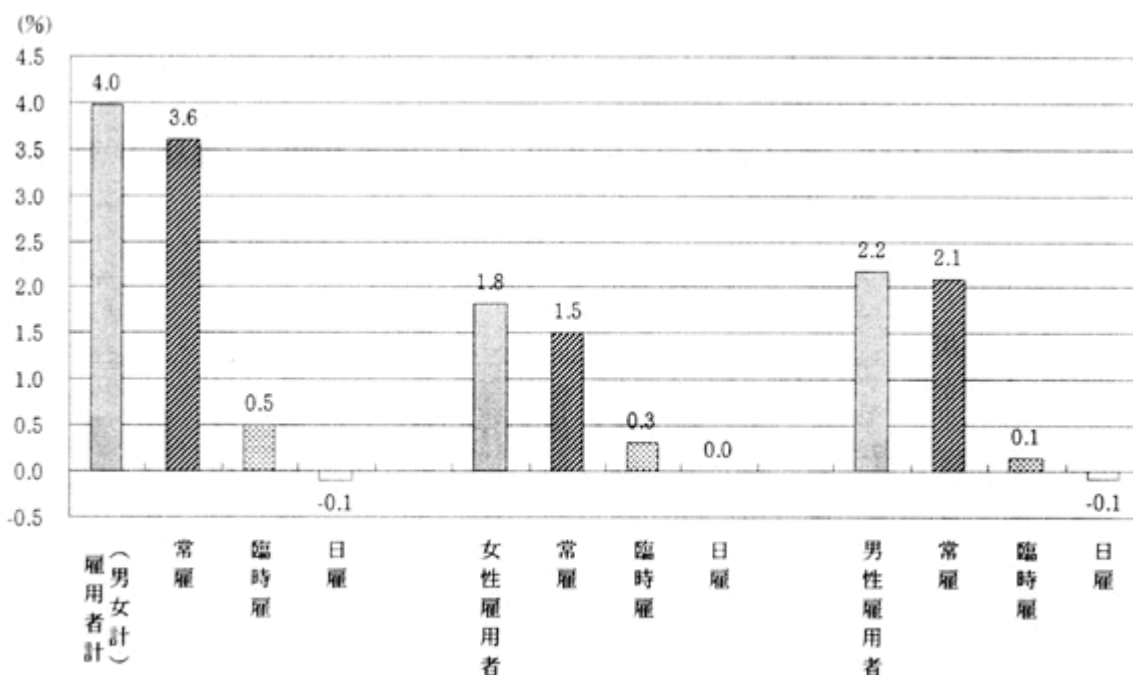
ハ 第1期中の増加は「常雇」の増加、第2期中の減少は「常雇」の減少と「臨時雇」の増加が寄与
 ～ただし、臨時雇(有期契約労働者)の大幅増加はみられない～

総務省統計局「労働力調査」から、第1期中及び第2期中の雇用者総数の増減について、非農林業雇用者の従業上の地位別に「常雇」、「臨時雇」、「日雇」に分けて、各雇用者群の寄与度をみてみよう。

雇用者全体では、第1期中の増加には「常雇」の増加が大きく寄与するとともに「臨時雇」の増加も寄与していたのに対して、第2期中の減少には「常雇」の減少と「臨時雇」の増加という相反する寄与がみられることが特徴的である(第1-15図、第1-16図)。

第1-15図 第1期中の雇用者計に対する男女、従業上の地位別寄与度

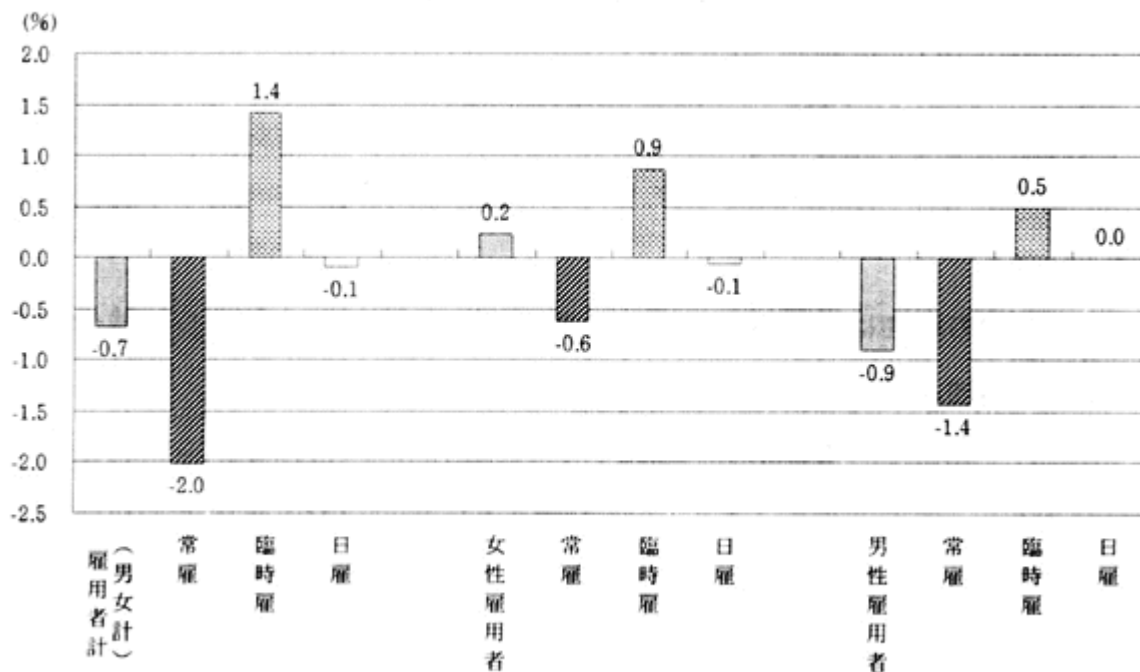
第1-15図 第1期中の雇用者計に対する男女、従業上の地位別寄与度



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

第1-16図 第2期中の雇用者計に対する男女、従業上の地位別寄与度

第1-16図 第2期中の雇用者計に対する男女、従業上の地位別寄与度



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

男女別にみると、第1期中の雇用者の増加率(4.0%)に対する女性雇用者の寄与度は1.8%、男性雇用者の寄与度は2.2%であるが、男女雇用者のどちらについても「常雇」の増加が大きく寄与し、寄与度は女性雇用者で1.5%、男性雇用者で2.1%となっている。

第2期中の雇用者の減少率(-0.7%)に対しては、女性雇用者の増加(寄与度0.2%)と、男性雇用者の減少(同-0.9%)が相まった結果であるが、女性雇用者の増加には「臨時雇」の増加(同0.9%)が大きく寄与し、

男性雇用者の減少には「常雇」の減少(同-1.4%)が大きく寄与している。

こうした結果、雇用者中の「常雇」比率は、第1期中は男女とも変化なく同水準で推移しているが、第2期中には女性では2.0%ポイント(81.1%から79.1%へ)、男性では1.0%ポイント(94.2%から93.2%へ)の低下となっており、女性での低下幅がやや大きくなっている(第1-3表)。

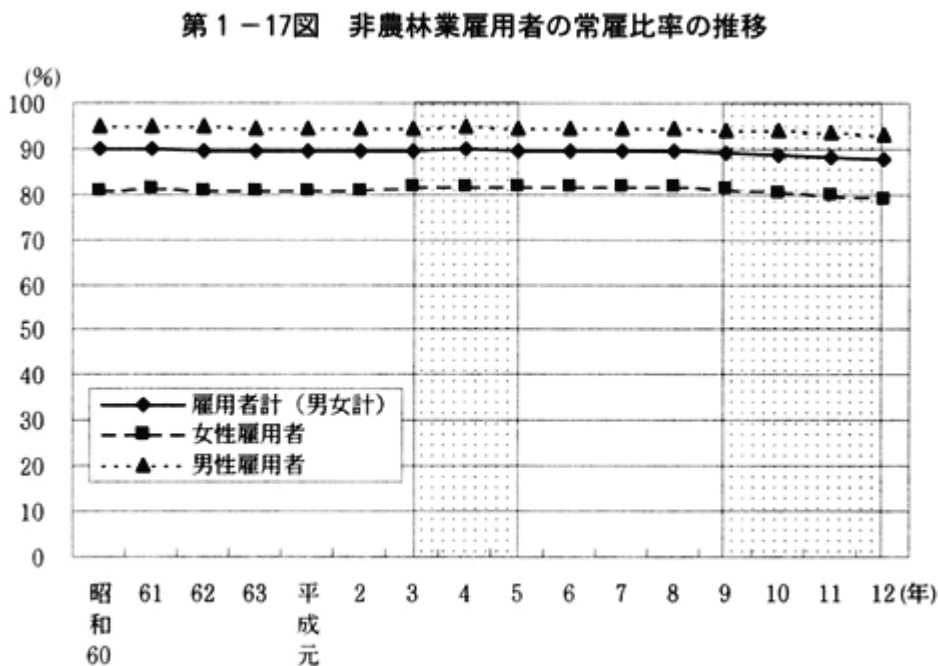
第1-3表 第1期、第2期中の常雇比率の変化

	第1期		第2期		変化幅(ポイント差)	
	平成3	平成5	平成9	平成12	第1期	第2期
女性雇用者	81.6%	81.7%	81.1%	79.1%	0.1%	-2.0%
男性雇用者	94.7%	94.8%	94.2%	93.2%	0.1%	-1.0%

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

しかしながら、女性の常雇比率の低下傾向は大きなものとはいえ、前記口でみたとおり、女性雇用者の非正規化は進んでいるものの、非正規化の進展ほどの臨時雇(有期契約労働者)の大幅な増加はみられない(第1-17図)。

第1-17図 非農林業雇用者の常雇比率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

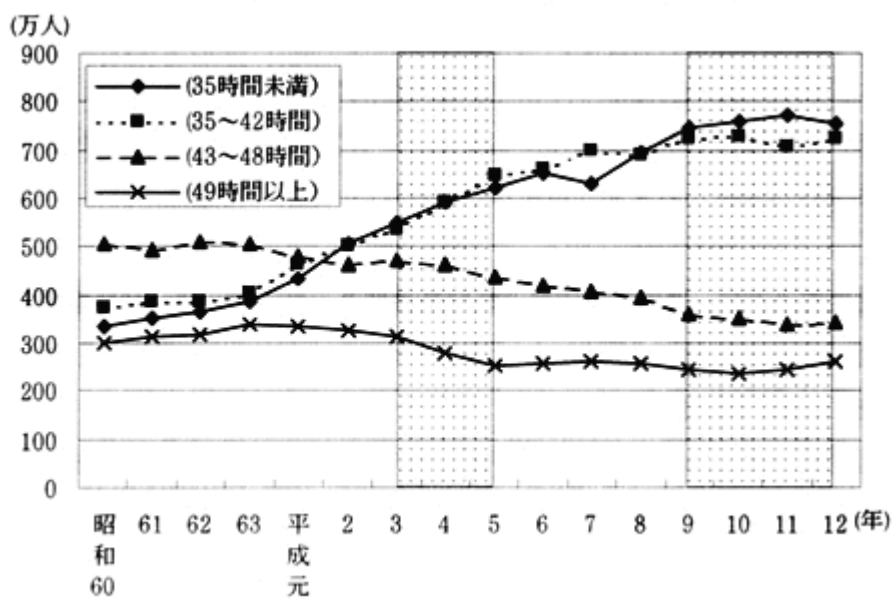
二 女性雇用者は、週間就業時間35時間未満層のみならず、35～42時間層でも増加

女性雇用者を週間就業時間別にみると、どのような変化が起きているのかについて、「労働力調査」からみてみよう。

女性雇用者では、35時間未満雇用者数の増加が著しいが、これとほぼ同様な動きが35～42時間雇用者数の増加にもみられ、一方で43～48時間、49時間以上雇用者数は減少傾向にある(第1-18図)。

第1-18図 週間就業時間別女性雇用者数の推移

第1-18図 週間就業時間別女性雇用者数の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

前記口でみたとおり、女性雇用者はその非正規化が進んでいるが、いわゆる短時間雇用者である35時間未満雇用者のみならず、35～42時間雇用者も増加している状況にある。

1 働く女性の状況

3 景気停滞期の雇用動向

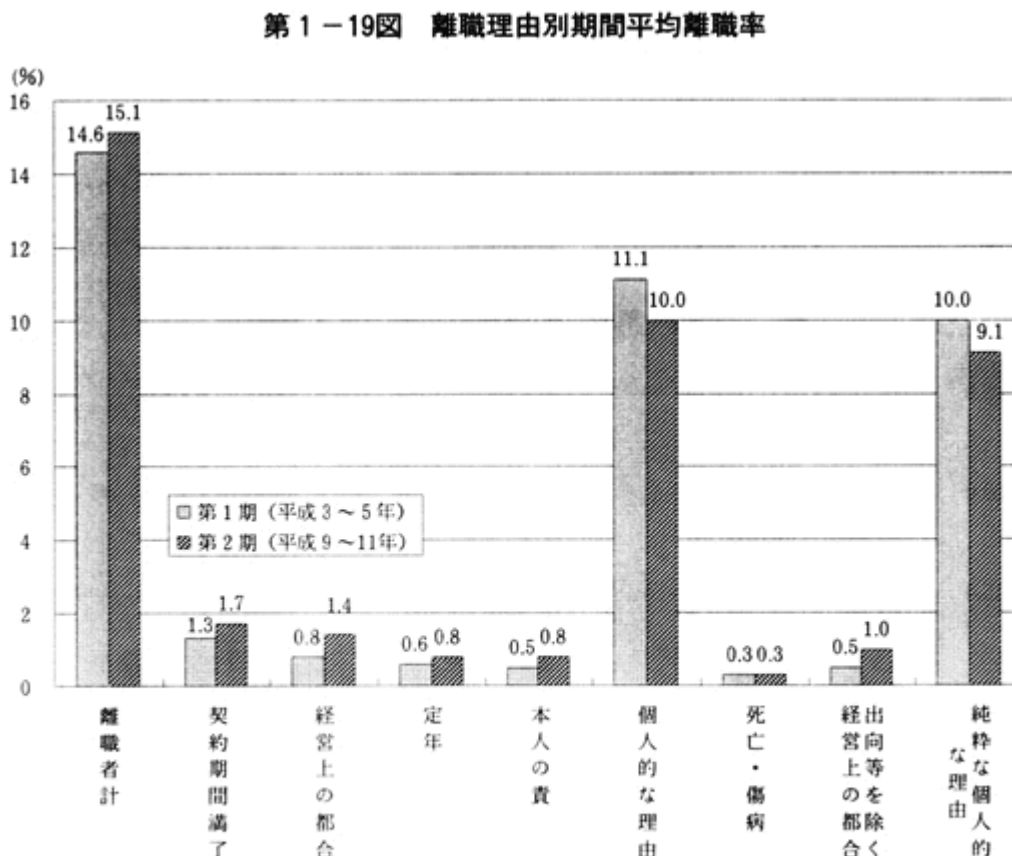
(2) 男女別離入職状況

イ 離職率は第2期に上昇

～「経営上の都合」、「契約期間満了」は増加、「個人的な理由」は減少～

厚生労働省「雇用動向調査」から、第1期、第2期(平成12年は集計中のため平成9年～平成11年)の離職の特徴を、各期間の期間平均離職率(第1-19図の(注)参照。以下、「離職率」という)でみると、第1期(14.6%)に比べ第2期(15.1%)は0.5%ポイント上昇している(第1-19図)。

第1-19図 離職理由別期間平均離職率



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

(注)期間平均離職率=期間内の各年の離職者数の平均/期間内の各年の1月1日現在の常用労働者数の平均×100

(男女別、就業形態別期間平均離職率の場合は、男女別、就業形態別常用労働者数)

離職理由別に、第1期と第2期との変化をみると、第2期では「経営上の都合」(0.6%ポイント増)や「契約期間満了」(0.4%ポイント増)による離職率が上昇し、「個人的な理由」による離職率が低下(-

1.1%ポイント)している。

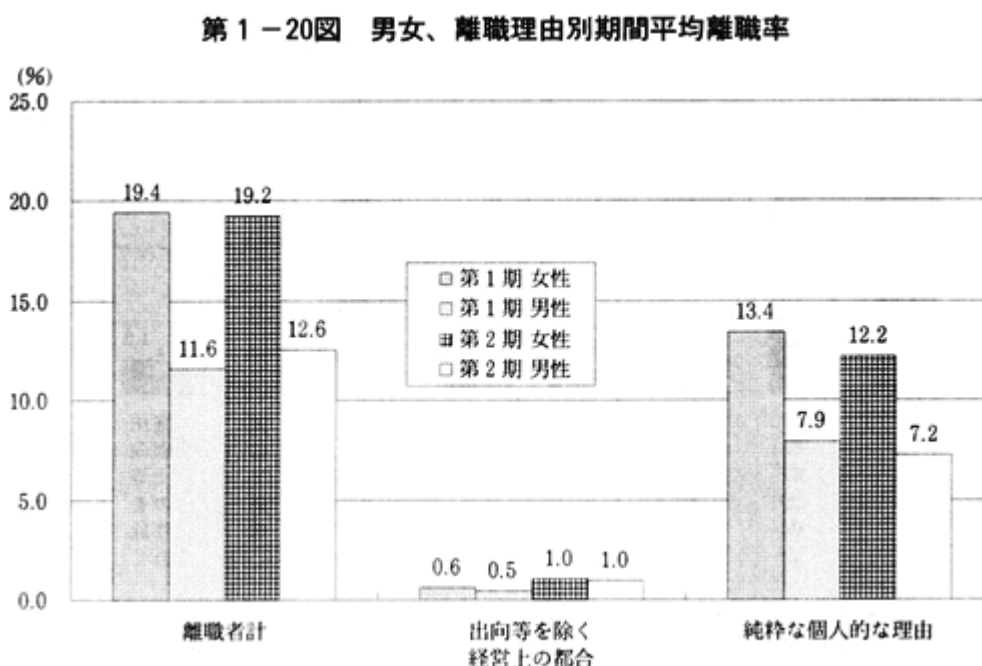
「経営上の都合」から出向や出向元への復帰を除く「出向等を除いた経営上の都合」及び「個人的な理由」から結婚、出産・育児、介護という家族的責任に基づくものを除いた離職(以下、「純粋な個人的な理由」による離職という)でみても、前者の上昇、後者の低下がみられる。

□ 離職率の男女間格差は縮小

～「純粋な個人的な理由」による離職での格差縮小を反映～

男女別に離職率をみると、離職率は女性の方が高いが、第1期に比べ第2期では、女性労働者では0.2%ポイント(19.4%から19.2%へ)低下し、逆に男性労働者では1.0%ポイント(11.6%から12.6%へ)上昇し、この結果、離職率の男女間格差は縮小した(第1-20図)。

第1-20図 男女、離職理由別期間平均離職率



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

特に、「出向等を除く経営上の都合」による離職は、第1期では女性労働者の方がやや高いものの、第2期では男女間格差はみられなくなっており、「純粋な個人的な理由」による離職についても、女性の方が離職率は高いが、第1期に比べ第2期では男女とも離職率は低下し、男女間格差も縮小(第1期：5.5%ポイント、第2期：5.0%ポイント)している。

ハ 経営上の理由による離職

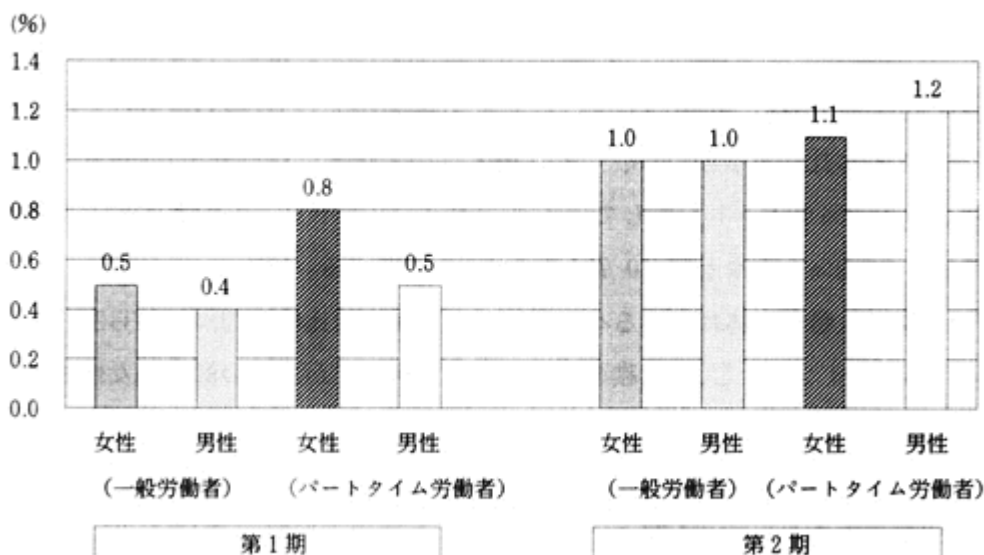
～第1期では女性パートタイム労働者の離職率、第2期では全労働者の離職率が高い～

離職理由のうち、「出向等を除く経営上の都合」による離職の男女別の動向について、さらに一般労働者とパートタイム労働者に分けてみてみよう。

離職率は、第1期では女性パートタイム労働者(0.8%)が最も高く、男女の一般労働者、男性パートタイム労働者がほぼ同率となっている。また、第2期ではパートタイム労働者の男女がやや高いものの、男女の一般労働者も含めて、各労働者群で概ね同率となっている(第1-21図)。

第1-21図 「出向等を除く経営上の都合」による期間平均離職率

第1-21図 「出向等を除く経営上の都合」による期間平均離職率



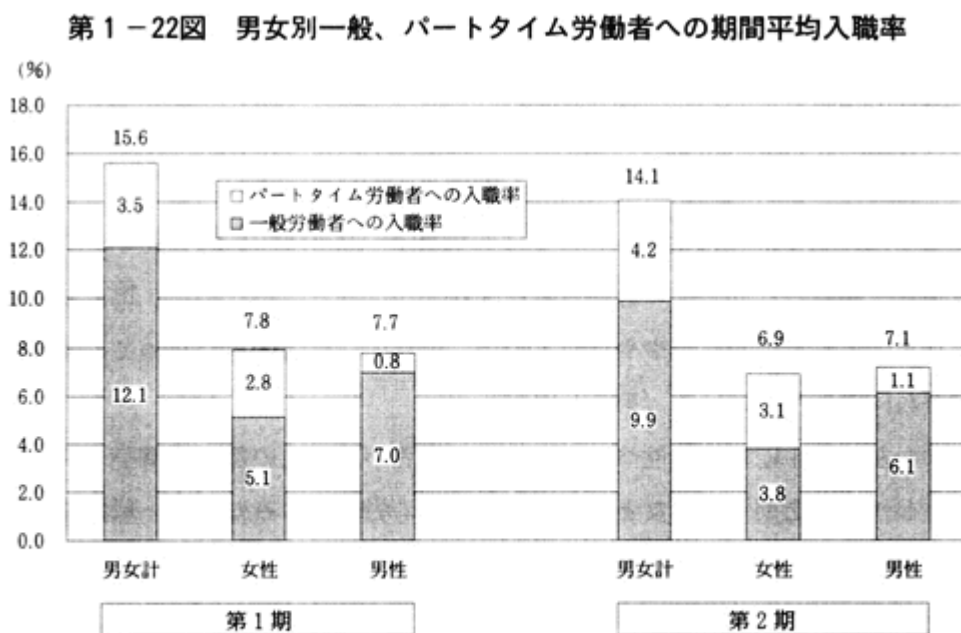
資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

すなわち、第1期では女性パートタイム労働者が経営上の都合で離職しているのが目立つが、第2期では男女ともにパートタイム労働者のみならず一般労働者の離職率も高くなっていることがわかる。

二 入職率の低下と「入職のパート化」

「雇用動向調査」から、期間平均入職率(第1-22図の(注)参照。以下、「入職率」という)をみると、労働者全体では第1期(15.6%)に比べ第2期(14.1%)では1.5%ポイント低下している(第1-22図)。

第1-22図 男女別一般、パートタイム労働者への期間平均入職率



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

(注) 期間平均入職率 = 期間内の各年の入職者数の平均 / 期間内の各年の1月1日現在の常用労働者数 (一般労働者 + パートタイム労働者) の平均 × 100

さらに、一般労働者への入職者とパートタイム労働者への入職者に分けてみると、第1期に比べ第2期では、一般労働者への入職率は12.1%から9.9%へと大幅な低下(2.2%ポイント)をしているが、他

方、パートタイム労働者への入職率は3.5%から4.2%とやや上昇(0.7%ポイント)している。

この結果、入職者全体に占めるパートタイム労働者の比率は22.4%から29.9%へ上昇(7.5%ポイント)し、「入職のパート化」が進んだが、この傾向は女性でより顕著である。

ホ 学卒でもみられる「入職のパート化」

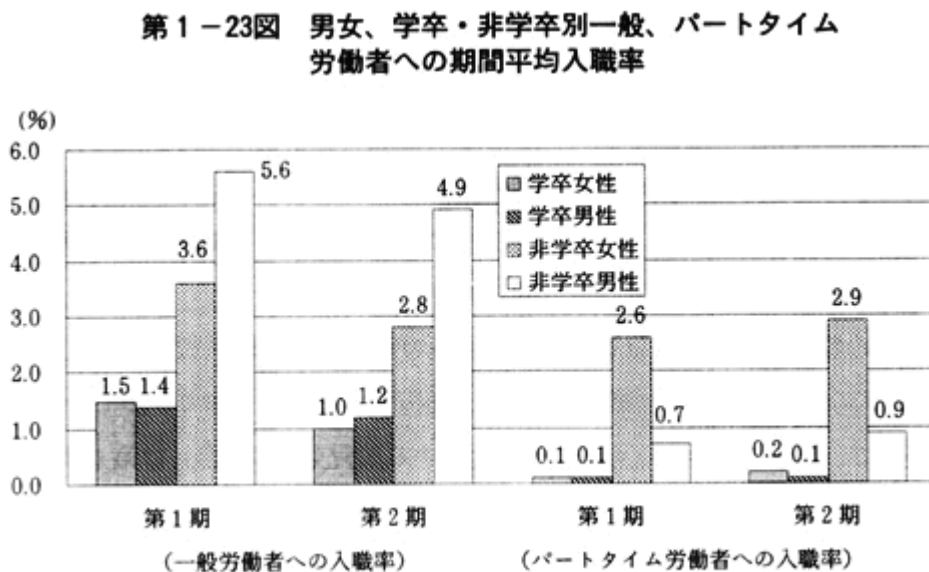
第1期に比べて第2期でのパートタイム労働者への入職率の上昇傾向は、学卒者の入職行動にもみられる。

学卒者は男女のいずれでも、第1期、第2期ともにパートタイム労働者より一般労働者への入職率が高いが、一般労働者への入職率は第2期では低下し、その低下幅は女性で0.5%ポイント(1.5%から1.0%へ)、男性で0.2%ポイント(1.4%から1.2%へ)であり、男性に比べて女性でより大きくなっている。

一方、パートタイム労働者への入職率は、学卒女性では第1期(0.1%)に比べ第2期(0.2%)では0.1%ポイントの上昇がみられるが、学卒男性では第1期、第2期とも同水準(0.1%)である。

こうした結果、学卒男女の入職行動では一般労働者への入職率が低下したことから相対的に「入職のパート化」が進んでいるが、学卒女性ではパートタイム労働者への入職率の上昇もみられ、この傾向がより著しい(第1-23図)。

第1-23図 男女、学卒・非学卒別一般、パートタイム労働者への期間平均入職率



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

I 働く女性の状況

3 景気停滞期の雇用動向

(3) 勤労者家計の状況

～家計収入における妻の収入の貢献度の高まりと、消費の切りつめ～

第1期、第2期の勤労者家計の状況を、総務省統計局「家計調査」からみてみよう。

世帯主の勤め先収入の期間平均額(実質)は、第1期では468,981円、第2期では466,132円であり、妻の勤め先収入の期間平均額(実質)は、第1期では51,783円、第2期で54,327円である(第1-4表)。

第1-4表 勤労者家計の状況

	第1-4表 勤労者家計の状況				平均消費 性 向
	勤め先収入(円) (実質)			(b)/(a)	
	(a) 世帯主	(b) 妻	(a)+(b)		
第1期 (平成3～5年)	468,981	51,783	520,764	11.0%	74.4%
第2期 (平成9～12年)	466,132	54,327	520,459	11.7%	71.7%
増減率 (第2期/第1期)	-0.6%	4.9%	-0.1%		

資料出所：総務省統計局「家計調査」

(注)①期間平均実質収入額＝期間内の各年の名目収入額の平均額/期間内の各年の消費者物価指数の平均値×100

②平均消費性向の基礎となる期間平均可処分所得額及び期間平均消費支出額も①と同様に算出した。

世帯主の勤め先収入(実質)は、第1期に比べ第2期にはやや減少(-0.6%)し、妻の勤め先収入は大きく増加(4.9%)し、この結果世帯主の勤め先収入に対する妻の勤め先収入の割合は、第1期(11.0%)から第2期(11.7%)にかけて0.7%ポイント上昇し、家計への貢献度が高まっている。

これは、第2期に、男性において雇用者数の減少が大きかったこと、男性においても非常雇化、非正規化が進んだこと、女性では非正規等の形であっても引き続き雇用者数が増加し続けたことなどを反映していると考えられる。

なお、妻の収入が増えたとはいえ、世帯主及び妻の勤め先収入の合計額(実質)は、第1期の520,764円に比べ第2期の520,459円では減少しており、厳しい家計状況を反映して、平均消費性向(可処分所得に対する消費支出の割合)は第1期の74.4%から第2期には71.7%へと2.7%ポイント低下し、消費の切りつめがみとれる。

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(1) 賃金

イ 一般労働者の男女間賃金格差は緩やかな改善傾向

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成11年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者(平均年齢37.6歳、平均勤続年数8.5年)のきまって支給する現金給与額は、23万700円(前年比1.7%増)、うち所定内給与額は21万7,500円(同1.2%増)であり、ともに前年より増加し、伸び率もともに前年(0.7%増、1.0%増)を上回った。

一方、男性一般労働者(平均年齢40.6歳、平均勤続年数13.2年)のきまって支給する現金給与額は36万7,200円(前年比0.2%減)、うち所定内給与額は33万6,700円(同0.1%増)であり、女性の賃金が前年より増加したのに対し、男性はきまって支給する現金給与額が減少している(第1-5表、第1-24図、付表41)。

第1-5表 一般労働者の賃金実態

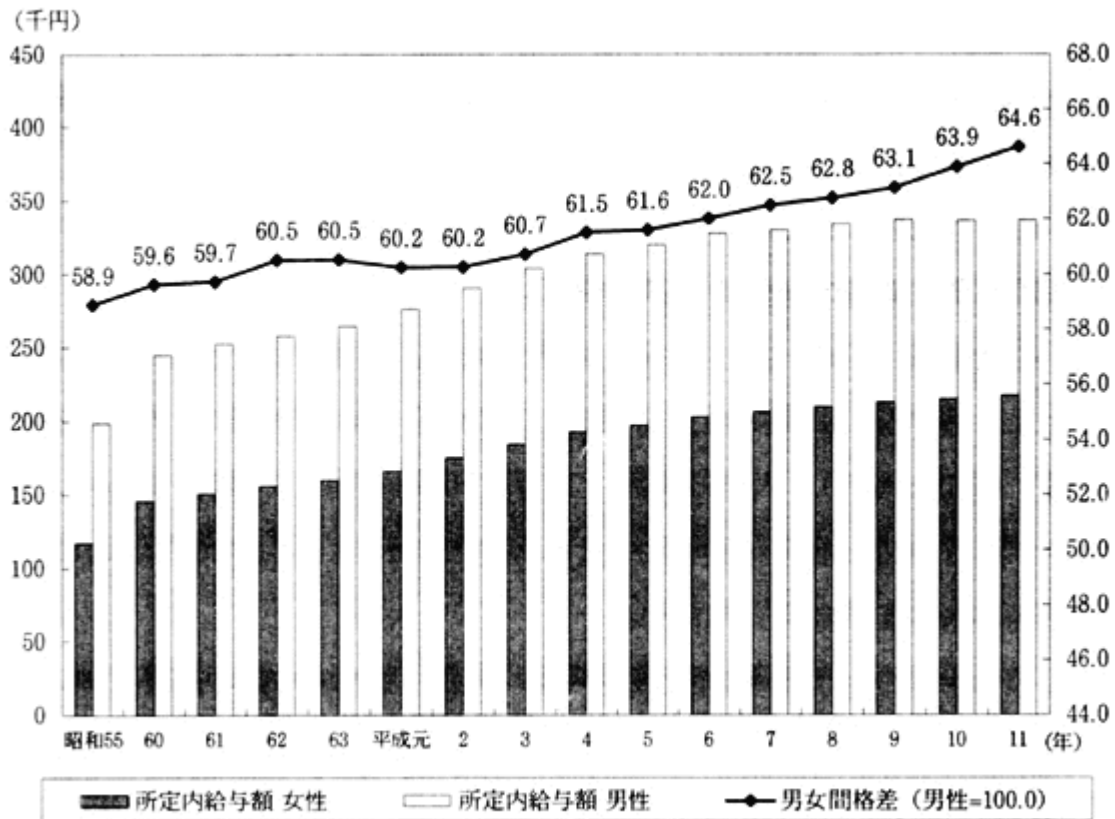
第1-5表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その他の特別給与額 (千円)
総数	39.7	11.8	325.9	300.6	1056.3
女性	37.6	8.5	230.7	217.5	685.1
男性	40.6	13.2	367.2	336.7	1217.5

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成11年)

第1-24図 所定内給与額と男女間格差の推移

第1-24図 所定内給与額と男女間格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

男女間の賃金格差(男性=100.0)は、きまって支給する現金給与額でも所定内給与額でも平成元年をボトム(それぞれ57.0、60.2)として、緩やかな改善傾向が続いており、平成11年には、きまって支給する現金給与額で62.8、所定内給与額で64.6となっている。

ロ 女性一般労働者の賃金は35～39歳層がピーク

女性一般労働者の賃金(所定内給与額)を年齢階級別にみると、17歳以下の13万8,200円から年齢とともに緩やかに上昇し、35～39歳層の24万1,800円をピークとして40歳以降で低下している。

男女労働者それぞれの賃金の年齢間格差(20～24歳層=100.0)をみると、女性の賃金のピークは35～39歳層(130.4)であるのに対して、男性では50～54歳層(211.3)まで年齢とともに賃金の上昇が続いている(付表42)。

ハ 企業規模が大きいほど賃金も高い

女性の賃金(所定内給与額)を企業規模別にみると、10～99人規模で20万300円(男性30万700円)、100～999人規模で21万8,600円(同32万7,100円)、1000人以上規模では、24万3,700円(同38万9,400円)と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模及び100～999人規模で35～39歳層(それぞれ21万4,100円、24万5,800円)が賃金のピークとなっているが、1000人以上規模では、45～49歳層(29万2,100円)がピークとなっている(付表44)。

二 新規学卒就職者の初任給はほぼ横ばい

新規学卒就職者(平成11年3月卒)の初任給は、女性では、高卒で14万8,300円(対前年比0.3%増)、高専・短大卒で16万2,200円(同0.2%増)、大卒事務系で18万5,600円(同0.8%増)、大卒技術系で19万6,000円(同1.8%増)であり、男性の新規学卒就職者の初任給の対前年比(それぞれ0.7%、0.9%、0.0%、0.9%)と比べて伸び率に大きな差はみられない。

また、初任給についての男女間賃金格差(男性=100.0)は、高卒で94.1、高専・短大卒で95.2、大卒事務系で95.6、大卒技術系で98.4となっている(付表45)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

4 労働条件等の状況

(2) 労働時間

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、平成11年の常用労働者(事業所規模5人以上)の1人平均月間総実労働時間及び所定内、所定外労働時間についてみると、女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間は135.9時間、うち所定内労働時間は131.2時間、所定外労働時間は4.7時間となっている。

一方、男性では、総実労働時間は165.0時間、うち所定内労働時間は152.3時間、所定外労働時間は12.7時間となっている。

平均月間出勤日数(事業所規模5人以上)をみると、女性で19.3日(前年差0.2日減)、男性では20.3日(前年差0.1日減)と減少した(付表46)。

産業別に、女性1人の平均月間労働時間をみると、総実労働時間では鉱業(154.9時間)が最も長く、次いで建設業(152.8時間)、製造業(146.1時間)の順となっており、パートタイム労働者の占める割合が高い卸売・小売業、飲食店では122.5時間と最も短い。所定内労働時間でも鉱業(150.3時間)、建設業(148.8時間)、製造業(140.2時間)の順で長く、卸売・小売業、飲食店(119.4時間)が最も短くなっている(付表47)。

I 働く女性の状況

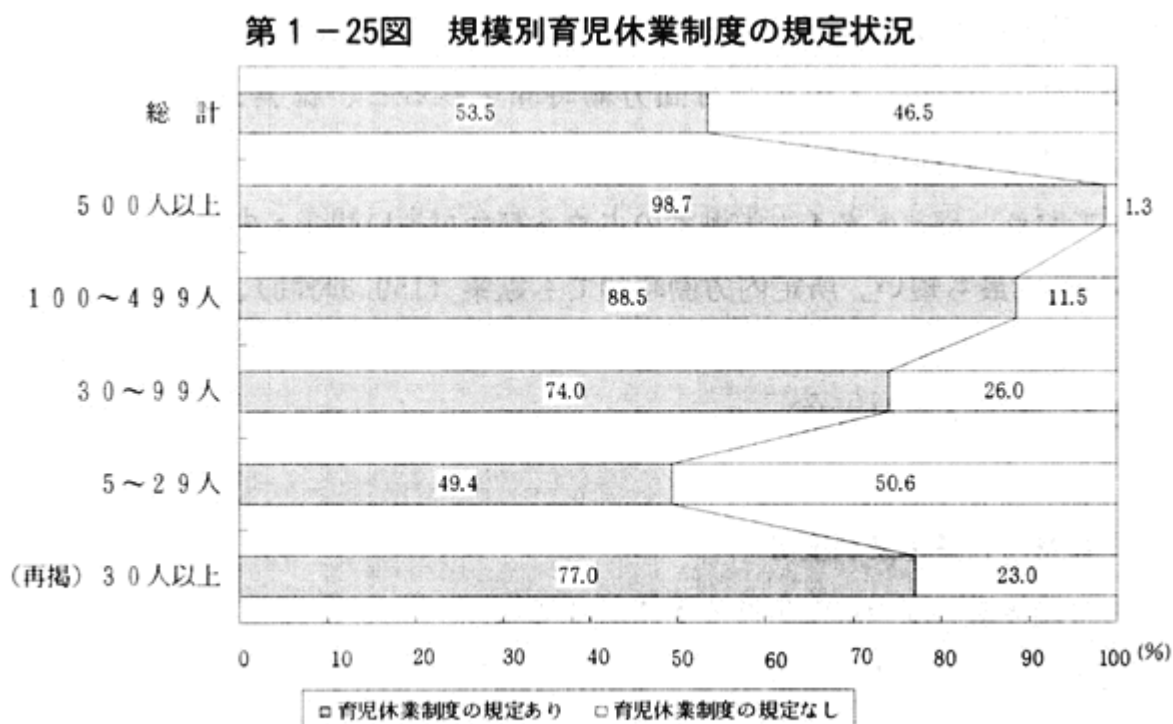
4 労働条件等の状況

(3) 育児・介護休業制度等

イ 育児休業制度の規定がある事業所は増加

介護休業制度の一律義務化並びに時間外労働及び深夜業の制度の新設から半年後の平成11年11月に実施された厚生労働省「女性雇用管理基本調査」によると、育児休業制度の規定がある事業所は、事業所規模5人以上では53.5%(8年度36.4%)と前回調査より17.1%ポイント、30人以上で77.0%(同60.8%)と16.2%ポイントそれぞれ増加した。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が95.4%、金融・保険業が94.0%と割合が高くなっている(規模5人以上。以下、特に断らない限り同様)。事業所規模別にみると、500人以上では98.7%、100~499人では88.5%、30~99人では74.0%、5~29人では49.4%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている(第1-25図、付表59)。

第1-25図 規模別育児休業制度の規定状況



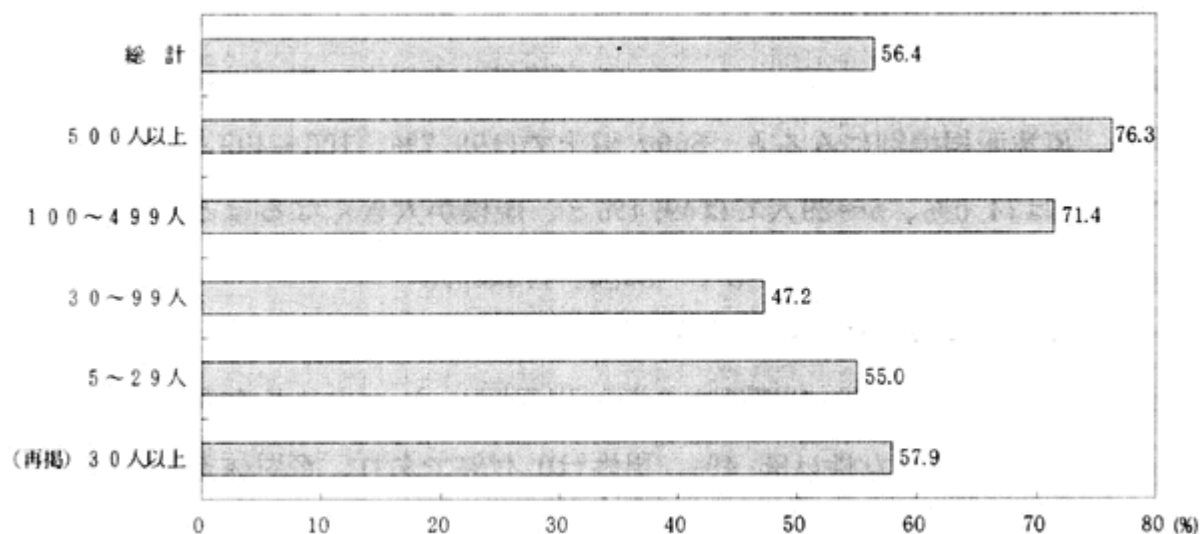
ロ 女性の育児休業取得者は半数を超える

出産者(配偶者が出産した男性を含む。以下同じ。)に占める育児休業取得者の割合を性別にみると、女性は56.4%、男性は0.42%であり、育児休業取得者のうち女性が97.6%、男性が2.4%となっている。

また、出産者に占める女性の育児休業取得者の割合を事業所規模別にみると、500人以上で76.3%、100~499人で71.4%と7割以上の者が取得している(第1-26図、付表60)。

第1-26図 規模別出産者に占める育児休業取得者割合

第1-26図 規模別出産者に占める育児休業取得者割合



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)

注) 育児休業取得者とは、平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間の出産者のうち、11年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)をいう。

ハ 原職復帰が7割

育児休業復帰後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職復帰する」が70.6%、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が15.2%、「会社の人事管理等の都合により決定する」が12.3%となっている。事業所規模別にみると、「原則として原職復帰する」が500人以上で80.2%、100～499人で82.2%と8割を超えている。

ニ 子育てする労働者に対する援助の措置の導入は進む

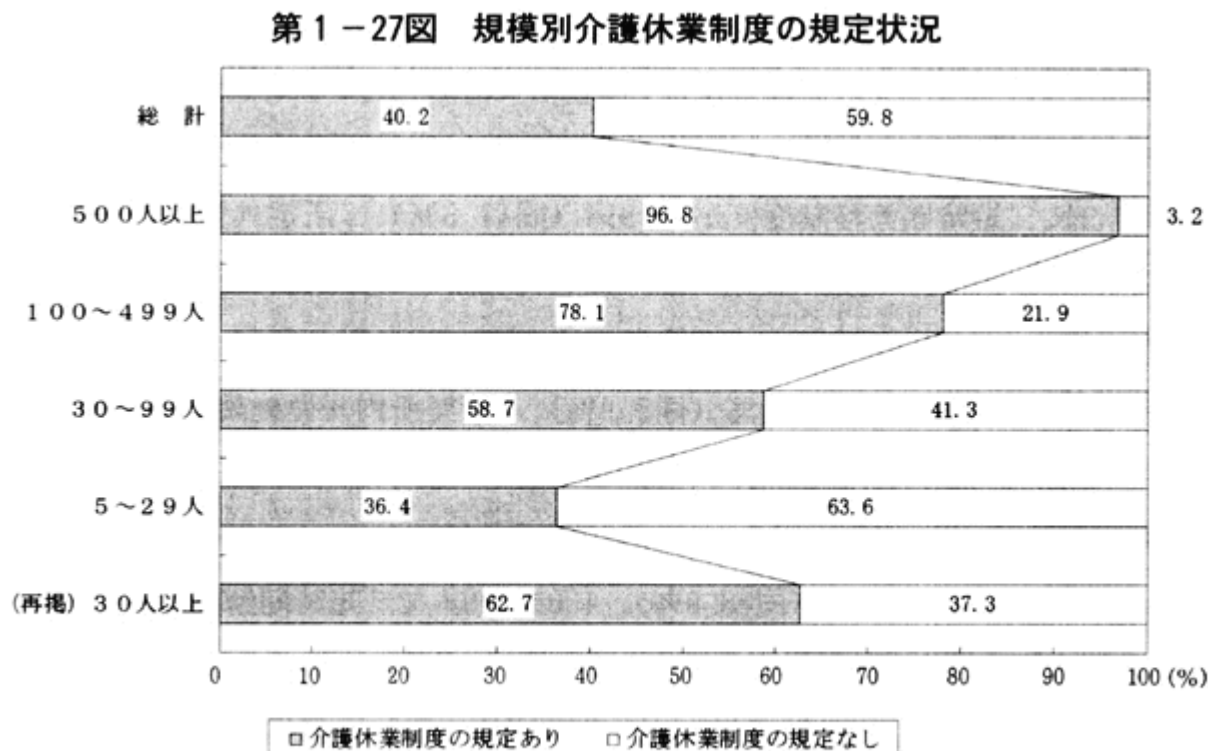
働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関しては、勤務時間短縮等の措置がある事業所は40.6%(8年度28.2%)であり、各措置ごとの導入状況(複数回答)は、「短時間勤務制度」が29.9%(同17.5%)、「所定外労働の免除」が22.9%(同14.5%)、「始業・終業時間の繰上げ・繰下げ」が21.7%(同14.1%)、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が8.9%(同5.6%)、「育児に要する経費の援助措置」が1.1%(同0.9%)、「事業所内託児施設」が0.8%(同0.3%)と前回に比べいずれも導入が進んでいる。

事業所規模別では、500人以上で「短時間勤務制度」が59.1%(同48.6%)、「所定外労働の免除」が53.7%(同38.0%)、100～499人で「短時間勤務制度」が53.7%(同36.0%)、「所定外労働の免除」が38.9%(同36.9%)と割合が高くなっている(付表61)。

ホ 介護休業制度の規定がある事業所は大幅増加

介護休業制度の規定がある事業所は、事業所規模5人以上では40.2%(8年度9.7%)であり、前回に比べ30.5%ポイント増加している。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が94.2%、金融・保険業が90.6%でその割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上では96.8%、100～499人では78.1%、30～99人では58.7%、5～29人では36.4%で規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなってい

第1-27図 規模別介護休業制度の規定状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)

へ 500人以上規模の企業では男性も3割近くが介護休業を取得

介護休業制度の利用者の状況をみると、常用労働者に占める介護休業取得者(平成11年4月1日から9月30日までに介護休業を開始した者をいう。以下同じ。)の割合は0.06%(8年度は介護休業制度のある事業所において1年度あたり0.06%)であり、事業所規模別にみると、500人以上では0.02%、100～499人では0.03%、30～99人では0.06%、5～29人では0.09%となっており、規模が小さい事業所での取得者が多くなっている。性別にみると、女性は0.15%、男性は0.01%である。なお、介護休業取得者のうち女性は90.7%、男性は9.3%であり、取得者に占める男性の比率を事業所規模別にみると、500人以上28.8%、100～499人23.4%と規模が大きくなるほど高くなっている(付表63)。

ト 介護を行う労働者に対する援助措置の導入も進む

働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関しては、勤務時間の短縮等の措置がある事業所は34.1%(8年度5.9%)であり、各措置ごとの導入状況(複数回答)は、「短時間勤務制度」が27.7%(同5.2%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が19.0%(同2.2%)、「所定外労働の免除」が16.2%(同0.8%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」が8.1%(同1.0%)といずれも導入が大きく進んでいる(付表64)。

チ 激変緩和措置は4分の1が男女とも対象

子の養育を行う労働者について深夜業がある事業所のうち、子の養育のための深夜業の制限の制度の規定がある事業所は39.2%となっており、事業所規模別では500人以上で76.9%と割合が高くなっている。また、家族の介護を行う労働者について深夜業がある事業所のうち、家族の介護のための深夜業の制限の制度の規定がある事業所は40.2%となっており、500人以上規模で77.7%と規定のある事業所の割合が高くなっている。

また、時間外労働協定がある事業所のうち、子の養育のための激変緩和措置に関する協定のある事業所は29.7%、家族の介護のための激変緩和措置に関する協定のある事業所は28.7%となっている。また、激変緩和措置の対象労働者をみると、子の養育のための激変緩和措置の対象者は、「女性労働者のみ」とする事業所が74.2%、「男女労働者とも対象」とする事業所が25.8%となっており、家族の介護については「女性労働者のみ」とする事業所が74.9%、「男女労働者とも対象」とする事業所が25.1%となっている。

注) 激変緩和措置とは、子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の女性労働者に対し、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準を、それ以外の者に対する基準とは別に、これより短い基準で定める措置をいう。

リ 家族看護休暇制度がある事業所は8.0%-500人以上で2割を超える

家族看護休暇制度がある事業所は8.0%(8年度7.6%)であり、産業別では電気・ガス・熱供給・水道業が35.3%、規模別では500人以上が20.1%(同15.2%)、100~499人で13.1%(同8.7%)と規模が大きいほど割合が高くなっている。

I 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(1) パートタイム労働者の就業状況

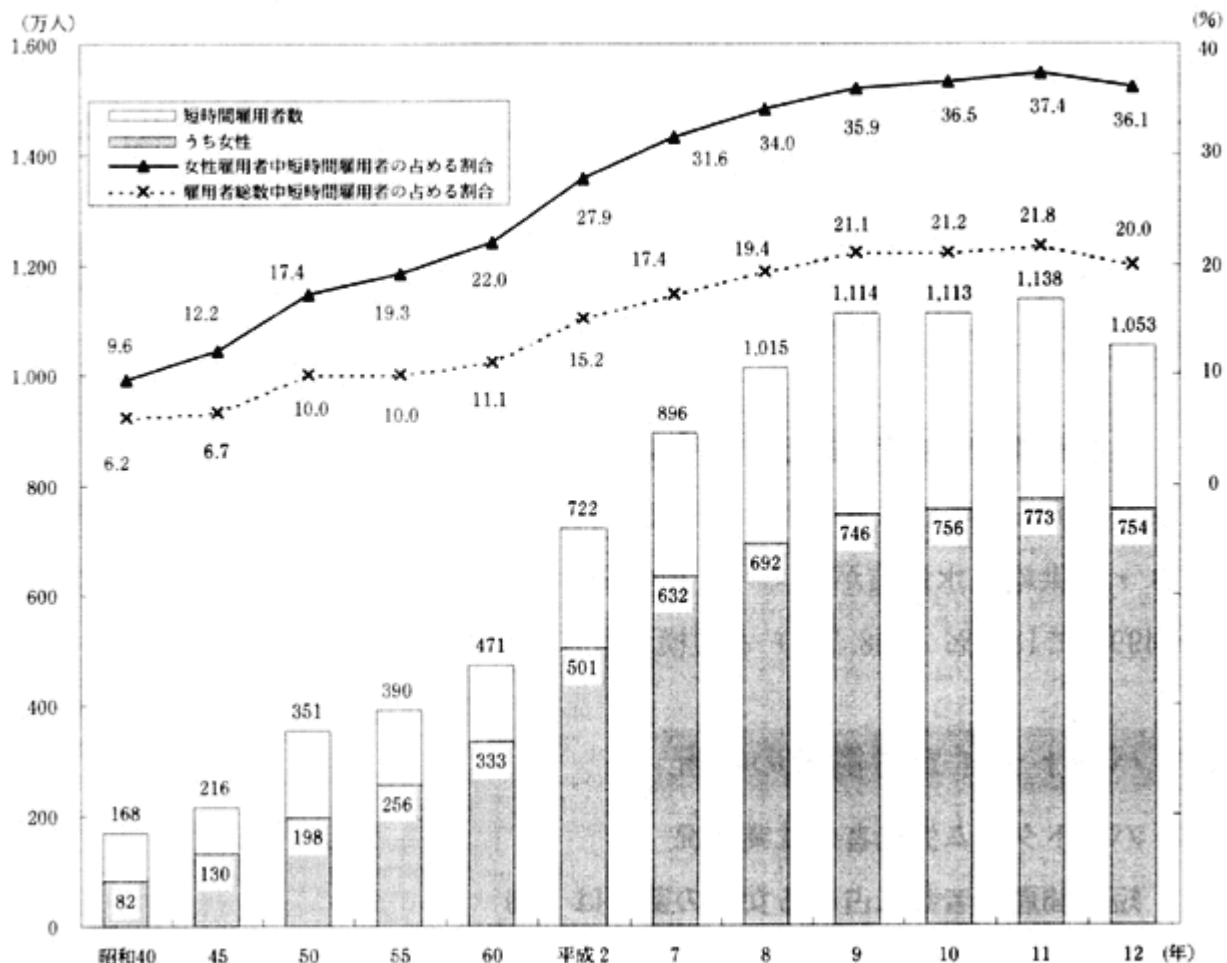
イ 短時間雇用者数に占める女性の割合は7割

総務省統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者(以下「短時間雇用者」という。)は、平成12年には1,053万人(男女計)、前年比85万人の減(前年比7.5%減)(注)となり、非農林業雇用者総数(休業者を除く)に占める短時間雇用者の割合は20.0%と前年より1.8%ポイント低下したが、増加傾向が続いている。

平成12年の女性の短時間雇用者数は754万人(短時間雇用者総数の71.6%)、前年比19万人減となり、5年ぶりに減少したが、短時間雇用者総数に占める女性の割合は7割を超えた。女性の非農林業雇用者2,089万人(休業者を除く)に占める短時間雇用者の割合は36.1%、前年比1.3%ポイントの低下となった(第1-28図、付表66)。

第1-28図 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数及び構成比の推移 -非農林業-

第1-28図 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び構成比の推移 —非農林業—



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

注) 雇用者数は休業者を除く。

(注) 労働力調査における就業時間は、毎月の末日に終わる1週間(12月は20日～26日)における就業時間を把握したものであるが、平成12年はこの調査期間中の祝日、4月29日(みどりの日)及び12月23日(天皇誕生日)がそれぞれ土曜日に重なり、4月及び12月の調査週の平日が前年同月より1日多い5日だったため、平成12年において短時間雇用者(週35時間未満)が前年より大幅に減少したと考えられる。

□ 新規求人倍率、有効求人倍率ともに3年ぶり上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」より、平成12年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数(男女計)は、月平均で18万5,979人で、前年に比べ3万8,285人増(前年比25.9%増)となり、大幅に増加した。新規求職者(男女計)は、月平均8万6,849人であり、781人と小幅な増加(前年比0.9%増)となった。新規求人倍率は2.14倍で前年(1.72倍)より0.42ポイント上昇した。また、有効求人倍率も1.41倍となり前年(1.11倍)より0.3ポイント上昇している(付表69)。

ハ 労働移動は引き続き活発

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成11年の労働市場における女性パートタイム労働者の動きをみると、入職者は145万3,200人(前年比23.1%増)、離職者数は135万700人(同15.6%増)となった。また、入職率(在籍者に対する入職者の割合)と離職率(在籍者に対する離職者の割合)をみると、入職率は25.3%(前年差0.6%ポイント低下)、離職率は23.5%(同2.1%ポイント低下)と前年に比べてともに低下したが、女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発である。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者状況をみると、入職者に占める一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者)の割合は39.9%(平成10年44.4%)であり、転職入職者の割合は52.8%(同49.5%)となっており、転職入職者の割合が高まっている(付表27、29)。

(注)「雇用動向調査」によるパートタイム労働者は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者又は、その事業所の一般労働者と1日の労働時間が同じでも、1週の所定内労働日数が少ない者をいう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

1 働く女性の状況

5 パートタイム労働者の状況

(2) パートタイム労働者の就業実態

イ 製造業では短時間雇用者数も減少

総務省統計局「労働力調査」により平成12年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が293万人で最も多く(女性の短時間雇用者総数に占める割合は38.9%)、次いでサービス業が250万人(同33.2%)、製造業が114万人(同15.1%)となっており、これら3産業で87.1%が雇用されている。

前年との増減をみると、卸売・小売業、飲食店が3万人増(前年比1.0%増)と増加しているが、サービス業が3万人減少(同1.2%減)、製造業では10万人の減少(同8.1%減)、金融・保険業、不動産業で4万人の減少(同12.1%減)となっている(付表67)。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1~29人規模が307万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の40.7%を占め、次いで、500人以上規模が151万人で20.0%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者はどの規模においても減少しており、構成比に大きな変化はみられない(付表68)。

ロ 中高年層の女性パートタイム労働者の割合が増加

女性パートタイム労働者の年齢構成について、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により平成11年の状況をみると、調査対象の女性パートタイム労働者のうち35~44歳層が21.9%(10年22.9%)、45~54歳層が32.9%(同32.5%)、55~64歳層で16.1%(同15.7%)となっており、45~54歳層、55~64歳層の中高年層の占める割合が増加している。前年増加した若年層では、20歳未満の割合が5.4%(同5.3%)、20~29歳層の割合が14.1%(同14.2%)とほぼ前年と同じ割合となっている(付表70)。

(注)「賃金構造基本統計調査」におけるパートタイム労働者は、1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が事業所における一般労働者より少ない労働者をいう。

ハ 平均勤続年数は2年ぶりに伸長

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の平均勤続年数は11年は平均4.9年であり、前年に比べ0.1年伸長した。企業規模別では、1000人以上で4.9年、100~999人で4.8年、10~99人では5.1年となっている。

産業別では、製造業が6.4年と最も長く、次いで卸売・小売業、飲食店、金融・保険業及びサービス業がいずれも4.5年となっている(付表71)。

ニ 労働時間、労働日数ともに前年並み

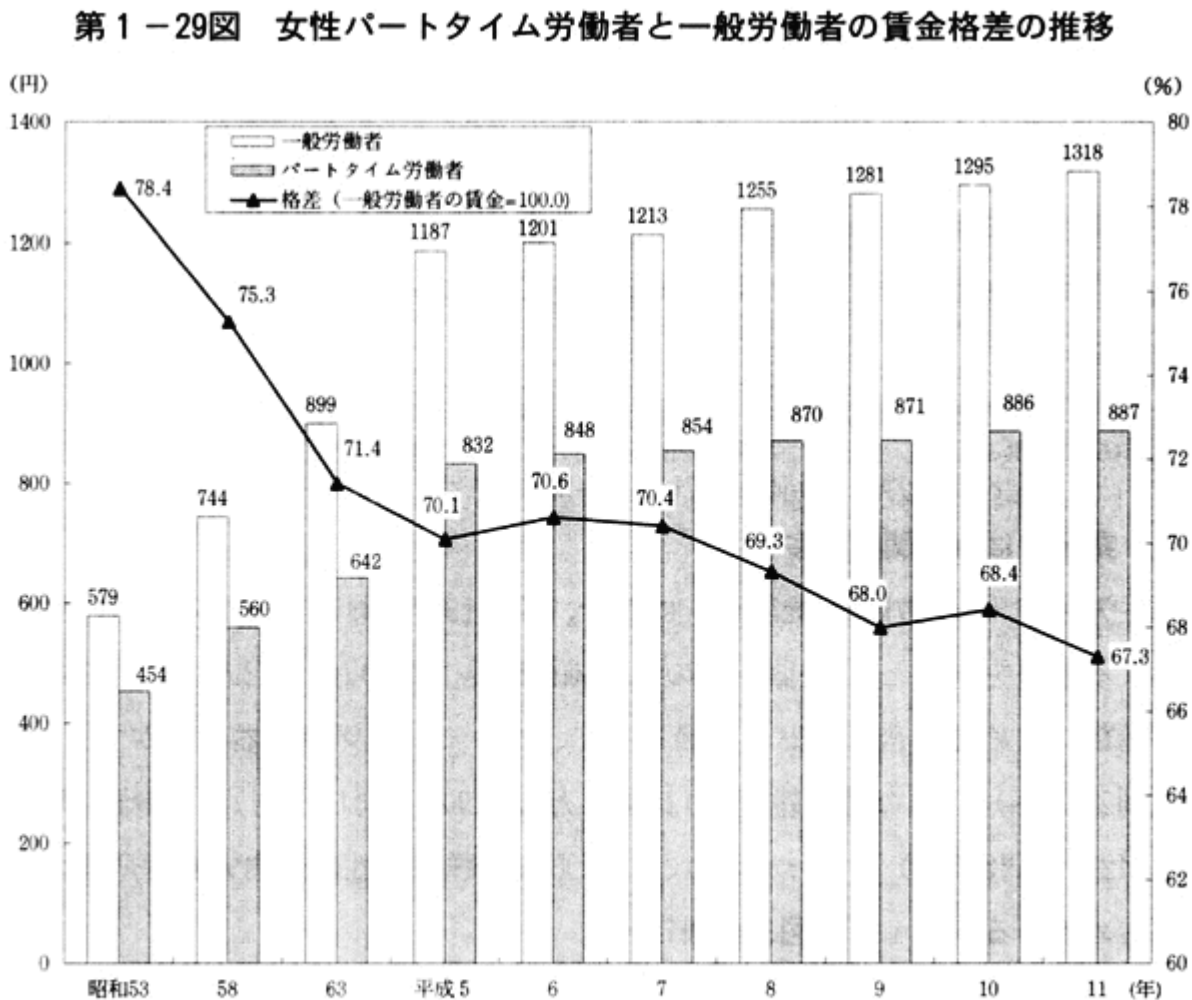
「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間、実労働日数はともに前年と同じ5.5時間、19.4日となった。産業別では製造業が、実労働時間(6.2時間)、実労働日数(20.2日)とも他の産業に比べやや長い傾向がみられる(付表72)。

ホ 特別給与額は7年連続で低下

「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は887円で、前年に比べ1円とわずかな増加(対前年比0.1%増)にとどまった(付表73)。

また、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差についてみると、平成11年は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、パートタイム労働者は67.3となった。賃金格差は前年に0.4%ポイント縮小したが、再び1.1%ポイント拡大した(第1-29図)。

第1-29図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数

女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、6万3,100円となっており、平成5年以来7年連続で低下している(付表74)。

I 働く女性の状況

6 家内労働

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数は引き続き減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成12年の家内労働者数は、33万1,831人で、前年に比べ3万3,316人(前年比9.1%減)の減少となった。

男女別にみると、女性は30万7,943人、男性は2万3,888人であり、前年と比較すると、女性は3万1,161人(同9.2%減)、男性は2,155人(同8.3%減)の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は31万1,835人(家内労働者総数に占める割合94.0%)、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は1万6,914人(同5.1%)、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は3,082人(同0.9%)となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている(付表75)。

家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じ、以後減少が続いている。

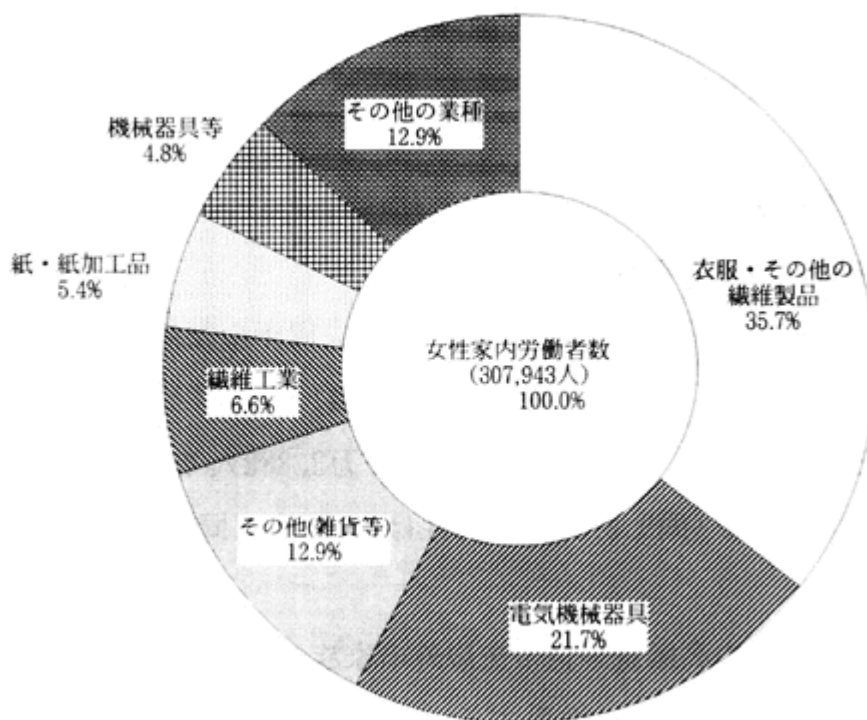
(注) 家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

ロ 業種では繊維関係が多い

厚生労働省「家内労働概況調査」により、平成12年における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「衣服・その他の繊維製品」が10万9,822人(女性の家内労働者総数に占める割合35.7%)と最も多く、次いで「電気機械器具」が6万6,865人(同21.7%)、「その他(雑貨等)」が3万9,729人(同12.9%)、「繊維工業」が2万3,422人(同6.6%)となっており、これら4業種で女性の家内労働者全体の76.9%を占めている(第1-30図、付表76)。

第1-30図 業種別女性家内労働者の割合

第1-30図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：厚生労働省「家内労働概況調査」(平成12年)

ハ 女性家内労働者は年齢、経験年数ともに上昇

「家内労働実態調査」(平成10年9月)により、家内労働者の年齢構成をみると、女性は50～60歳未満が28.8%と最も多く、次いで40～50歳未満が23.1%、60～70歳未満が21.9%の順となっている。

平均年齢は女性が52.6歳、男性が60.8歳となっており、前回調査(平成8年9月)と比べると、女性は1.4歳高くなっているが、男性は0.1歳低くなっている。

家内労働者が家内労働に従事している経験年数は、女性では「10年以上」が47.6%、「3～6年未満」が17.8%、「6～10年未満」が16.8%となっている。男性では「10年以上」が67.5%を占めている。平均経験年数は女性は11.1年、男性は20.1年である。平均年齢の変化にともなって、女性の平均経験年数は上昇している。

I 働く女性の状況

6 家内労働

(2) 家内労働者の労働条件

イ 平均就業日数、平均就業時間ともに低下

「家内労働実態調査」によると、平成10年9月における家内労働者の月間平均就業日数は、女性が18.3日、男性が20.7日となっている。また、1人当たりの1日平均就業時間は女性5.3時間、男性8.1時間であり、前回調査(平成8年9月)よりも平均就業日数が女性0.9日減、男性1.0日減、平均就業時間は女性0.2時間減、男性0.6時間減、とともに低下している。

ロ 平均工賃月収額は低下

家内労働者1人当たりの平均工賃月収額(必要経費を除く)は、女性は4万2,135円、男性は16万2,323円であり、男女とも前回調査(女性4万3,410円、男性17万7,855円)より低下している。特に男性は1万5,532円減と大幅に低下した。1時間当たりの平均工賃額をみると、女性は485円、男性は877円であり、男性は前回調査よりも32円減であったが、女性は43円増であった。
